「JF共水連」の現況 2020





JF共済 3か年計画ポスター



浜のあんしんサポート運動ポスター



JF共済イメージキャラクター 川野夏美



JF共済イメージキャラクター 瀬口侑希



JF共済イメージキャラクター 竜徹日記

2020 年度より、 J F 共済イメージキャラクターとして、 新たに " 竜徹日記 " が仲間入りしました。

竜徹日記は、漁港コンサートでもおなじみの演歌歌手・ 鳥羽一郎さんの長男・竜蔵さんと次男・徹二さんの アコースティック兄弟デュオです。

CONTENTS

	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ごあいさつ	3
	事業展開(JF共済3か年計画)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	事業概況	5
(1)	2019 年度の主な事業成果	
	加入実績	0
	受入共済掛金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	支払共済金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	<u> </u>	_
	では、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	資産・負債の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	資産・資債の状況	
		13
'2)	「JF共済(JF共永連)」の健全性・安定性	
	支払余力(ソルベンシー・マージン)比率	· 14
	責任準備金の積立で・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	再保険の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 15
	リスク管理の態勢	_
	コンプライアンス(法令等遵守)の推進	· 18
3	「JF共済」の事業種類	
	チョコー(普通厚生共済)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 22
	くらし(生活総合共済)/漁業者ねんきん(漁業者老齢福祉共済)/	
	カサイ(火災共済)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 24
	ノリコー(乗組員厚生共済)/ダンシン(団体信用厚生共済)/	
	国民年金基金(受託事務)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 25
	E . — II M. I . API AN INCOME	
4)	「JF共済」の組織概要	
	JF共済の組織概要	· 26
	JF共水連の主要な業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 27
	JF共水連機構図/JF共水連役職員	· 28
	会員・出資口数/相談・苦情の受付窓口(金融 ADR 制度への対応)…	
	JF共水連各都道府県事務所・事業本部等所在地	
	JF共水連のあゆみ	_
	子会社の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 32
(5)	JF共水連データ編	
	I. 業績·····	. 34
	Ⅱ. 財務諸表	
	Ⅲ. 運用資産諸表	
	N. 経営諸指標····································	
	V. その他諸表 ····································	
	VI. J F 共水連および子会社の状況 (連結) ····································	
	水産業協同組合法施行規則にもとづく索引	



日頃よりJF共済をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

JF共済の事業概況およびJF共水連の財務状況などを皆さまにわかりやすくお知らせするために、ディスクロージャー誌『「JF共水連」の現況 2020』を作成いたしました。

本誌をご覧いただき、JF共済・JF共水連に対する一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※本誌は、水産業協同組合法第100条の8で準用する同法第58条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。

JF共水連の概要

(2020年3月31日現在)

名 称 全国共済水産業協同組合連合会(略称:共水連 愛称: JF共水連)

根 拠 法 水産業協同組合法

組 織 全国のJF、漁業生産組合、水産加工業協同組合およびこれらの連合会等が出資し、そして会員と なり、運営する、共済事業を行う唯一の連合会です。

設 立 1951 (昭和 26) 年 1 月

所 在 地 ■本所 〒 101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル

TEL: 03 (3294) 9641 FAX: 03 (3294) 9688 JF共水連ホームページ http://www.kyosuiren.or.jp/

■事務所・事業本部 38 沿海都道府県

(ほかに大阪・滋賀については、府県漁連にJF共済の

事務を委託しています)

職 員 数 382 名

会 員 数 1,030 会員

運 営 JF共水連の主要方針は、総会をはじめ、会員より選出された総代 126 名で構成される総代会、

ならびに理事 20 名による理事会で決定されます。

事業規模 総資産 4,637 億円

契約件数 56.1 万件 保障金額 4.6 兆円 受入共済掛金 423 億円 支払共済金 384 億円





全国共済水産業協同組合連合会代表理事会長 福原 下純

平素よりJF共済に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 ここに、2019年度のJF共済の成果や経営内容の開示を目的とする冊子を作成いたしましたので、ご高覧いただきたく存じます。

2019年度は、「一人ひとりの笑顔のために…協同の原点 JF共済3か年計画」の最終年度として、「組合員・地域住民の暮らしの保障に万全を期す」ために、JF・推進本部・JF共水連がそれぞれの役割に沿って、協同の原点に立ち返り、共済事業量目標の必達やJF共済の輪の拡大を図るための普及推進活動等に取り組んでまいりました。各JFでは、JF組合員等に対する全戸訪問活動や保障点検活動を展開し、JF共水連では、これらJFの取組みを支援するとともに、JFの共済事務負担軽減策や業務の効率化につとめ、さらにはライフジャケットの着用推進、漁船の安全対策に関する優良な取組み、漁船などへのAED設置への支援等の活動も継続して取り組んでまいりました。

これらの活動を2020年度からスタートした新3か年計画「浜の安心を未来へ~ひろげよう共済の輪~」につなげ、「浜のあんしんサポート運動」を展開し、JF組合員など一人ひとりに生涯生活保障設計の提案による、最新の充実した保障を提供するとともに、漁家世帯員、地域住民やJFと関係する法人に対してもJF共済を広め、輪の拡大を図ってまいります。

JF共済は、1951年に漁業者からの声をきっかけに発足し、2021年1月に創設70周年を迎えます。新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延という、これまで経験したことのない状況をむかえ、かつ自然災害の多発、さらにその規模も年々大きくなっている中、JF共済の事業環境に多大な影響を受けているところですが、一方でJF共済の役割が極めて重要となってきているものと考えます。

このような状況下、JF共済は漁業者の生命、財産を守る上で必要不可欠であることを念頭に、ご契約者様をはじめ、浜に暮らす組合員や地域住民の皆様の暮らしを第一に考え、今できることを地道にかつ着実に取り組んでまいります。

これからも、組合員および地域の皆様、そして関係者の皆様の特段のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

2020年8月吉日

事業展開(JF共済3か年計画)

■JF共済がめざすもの

JF共済は協同組合運動に根ざしたJFの主要事業として、海に生き、浜に生活する組合員・地域住民の「暮らしの保障」に万全を期すことを通じて、美しい海と漁業を守り、豊かに安心して暮らすことのできる魅力ある漁村・地域づくりに貢献することをめざします。

■事業展開の全体目標(長期目標)

JF共済は、「組合員・地域住民の暮らしの保障に万全を期す」ために取り組んでまいります。

- ① JF共済は、共済事業量の維持・拡大をはかることによって、共済事業実施基盤を強固なものとします。
- ② JF共水連は、JF共済の健全性・信頼性の強化に努めます。

■JF共済3か年計画(2020年度~2022年度)

浜の安心を未来へ ~ひろげよう共済の輪~

■活動基本方針

2020年度から2022年度までのJF共済新3か年計画では、「生命・建物の保障を組合員・世帯構成員・地域住民に幅広く提供し、JF共済の輪の拡大を図っていく。」ことに取り組みます。この取り組みを通じ、保有契約量および共済事業収入の維持・拡大を図り、JF共済の健全性・信頼性の強化に努めます。

JF・JF共済推進本部・JF共水連はそれぞれの役割に沿って、主要施策を着実に実行するとともに共済事業量目標の必達に向け取り組んでまいります。

■主要施策

- 1. JF組合員・世帯構成員および地域住民に対して、JF共済を広く浸透させ、 JF共済の輪の拡大を図ります。
 - (1)浜のあんしんサポート運動の展開
 - (2)重点取組施策の実施
 - (3)法人組合員等に対する取り組み強化
- 2. JF共済事業の推進力強化を図るため、JF・JF共水連が一体となった共済推進 体制を整備します。また、JF共済事業をささえるJF役職員・JF共水連職員の育 成等に努めます。
 - (1) J F 共済推進本部と J F 共水連の連携強化
 - (2) J F における共済事業の取組み強化
 - (3) J F 共済の共済推進体制の整備
 - (4) JF共済事業を支えるJFおよびJF共水連職員の育成等
- 3. JF共水連は、組合員・世帯構成員・地域住民の保障ニーズに応じた共済制度の 開発、JF支援態勢の強化およびJF共済の健全性・信頼性の強化に努めます。
 - (1)組合員・世帯構成員・地域住民の保障ニーズに応じた共済制度の開発
 - (2) J F 事務負担の軽減等に資する取組み
 - (3) J F 共済の健全性・信頼性の強化
- 4. 元気で活力のある漁村・地域づくりを支援します。
 - (1)漁村・地域活性化のための活動への支援
 - (2)浜の諸活動のPR強化



■ 2019 年度の事業概況

2019年度の日本経済は、輸出の減速や消費増税の影響によって景気が下押しされたことに加え、年明けからは新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動が大きく抑制され、急速に悪化しました。水産業においても、温暖化や自然災害にみまわれ主要魚種の不漁がつづく状況に加え、同感染症の影響により需要の大幅な減少や魚価の下落を招いているほか、各国の出入国制限に伴う遠洋漁船の操業停止など、甚大な影響が生じています。

生保では、外貨建て保険の販売が低迷したことや、法人向けの節税保険の販売停止や料率改定により、保険料等収入は減少しています。損保では、台風などの自然災害に伴う保険金支払額が2年連続で1兆円を超え、火災保険の収支が厳しい状態にあることから、2019年の火災保険料の引き上げに加えて、2021年に更なる引き上げが検討されています。

国は、水産資源の適切な管理と水産業の持続的発展の両立などを目的として、改正漁業法等の施行を2020年12月に定めました。

JFグループでは、浜の活力再生を目的として「浜プラン」、「広域浜プラン」を各地区で策定・展開し、約7割の地区で所得向上目標を上回る成果をあげてきました。この取組みをさらに進めるため、2019年11月のJF全国代表者集会においてJFグループの新運動方針(2020年度~2024年度)「水産業の成長産業化に向けた改革の実践~JFグループが漁業者とともに自ら拓く浜の未来~」を採択しました。新運動方針のもと、「漁業者自らが進める浜の構造改革」、「浜の改革を支えるJFグループの改革」、「新たな制度等への的確な対応」および「地域社会・地域漁業への貢献」を重点事項に掲げ、取り組んでいます。

JF共済においては、「一人ひとりの笑顔のために…協同の原点 JF共済3か年計画」の最終年度として、全戸訪問活動および保障点検活動を通じて、組合員・地域住民一人ひとりの実態に応じた保障提供を行い、共済事業量目標の必達に取り組んでまいりました。多発する自然災害への保障需要の高まりから、生活総合共済(くらし)の新規補償共済金額は1,211億円(目標達成率111.2%)と3年連続で事業量目標を達成しました。一方、主幹共済種目の普通厚生共済(チョコー)は、純新規保障共済金額において717億円(目標達成率68.4%)、医療保障共済金額は1.1億円(目標達成率77.4%)といずれも目標達成には至らず、保有契約量も前年度比95.5%と厳しい状況が続いています。そのような中、JF共済事業の健全性・信頼性の強化に取り組んだ結果、支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は、1,477.8%を確保することができました。

■主要な業務の状況を示す指標

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
—————————————————————————————————————		77,491	61,816	70,982	68,783	58,289
—————————————————————————————————————		5,870	3,596	3,610	2,369	2,177
当期剰余金		4,462	2,936	2,405	1,516	1,348
出資金		5,251	5,283	5,288	5,309	5,310
出資口数 (千口)		525	528	528	530	531
純資産額(純資産の部合	·計)	24,722	27,477	29,769	31,132	32,359
	-)	498,026	492,173	483,333	472,195	463,766
責任準備金残高		450,481	444,881	432,686	419,964	411,536
貸付金残高		5,035	4,615	4,081	3,706	3,440
—————— 有価証券残高		404,522	409,544	383,891	372,440	366,100
		1,128.2%	1,318.3%	1,459.6%	1,533.7%	1,477.8%
剰余金の配当の金額	出資配当金	149	157	158	158	159
(会員配当額)	事業分量配当金	_	_	_	_	_
職員数 (人)		400	399	389	382	382
————————— 保有契約高		5,008,285	4,928,797	4,849,282	4,735,072	4,660,160

⁽注) 保有契約高は長期共済(普通厚生共済、生活総合共済、漁業者老齢福祉共済)の各保有契約高および短期共済(乗組員厚生共済、団体信用厚生共済、火災共済)の契約高の合計です。

(単位:百万円)

事業概況

■全戸訪問活動の実施

JF共済では、組合員や地域住民の皆さまのお宅に訪問し、ライフスタイルやニーズを確認しながら、一人ひとりにあった保障を提供するために、全戸訪問活動を展開しています。また、地震や台風など大きな自然災害が起こった際には、ご加入者全戸を訪問して、被害状況を確認するとともに、共済金を早期にお支払いできるよう取り組んでいます。2019年度は、普通厚生共済(チョコー)および生活総合共済(くらし)の充実した最新の保障内容の周知等を目的として全戸訪問活動を実施しました。



■ 2019 年度全国 J F 共済担当者研修会を開催



JF共水連は、2019年7月4日、グランドニッコー東京(東京都港区)において約300名が一堂に会する「全国JF共済担当者研修会」を開催しました。

研修の部では「チョコー制度改正」について、講話の部では「法人契約」について、推進方法の研修を行いました。

実践報告の部では、全国でも特に優秀な成績を挙げた重茂 漁協(岩手県)、勝本町漁協(長崎県)による成功事例としての 普及活動をご報告いただき、参加者の皆さまが大きな示唆を 得るものとなりました。

全国のJF共済担当者が共済の輪の拡大について再認識 し、今後の推進活動に活かせる有意義な研修会となりました。



「浜のあんしんサポート運動」を実施しています

JF共済では、漁村地域の組合員や地域の皆さまが満足・納得のいく保障に加入できるよう「浜のあんしんサポート運動」を2020年度より実施しています。これまで取り組んできた全戸訪問活動に加え、一人ひとりのライフプランに沿った生活保障設計をご提案し、組合員・世帯構成員および地域住民の皆さまの生活・福祉の向上を図ることを目的としています。

浜のあんしんサポート運動



1 「全戸訪問活動」および「ご契約者様に対するご契約内容確認活動」の実施

「組合員や地域住民の皆さまのお宅への全戸訪問活動」や「ご契約者に対する ご契約内容確認活動」を実施し、現在の契約内容の確認や共済事故等の発生の 有無、共済金のご請求漏れがないかの確認等を行います。

2 保障点検活動の実施

組合員等が加入している共済や他保険の確認を行います。

3 生涯生活保障設計の提案活動

一人ひとりのライフプランに沿った生涯生活保障設計を組合員等と一緒に作成 します。



■漁村・地域活性化のための活動・支援

JF共済は、豊かに安心して暮らすことのできる魅力ある漁村・地域作りに貢献するため、様々な活動を実施・支援しています。

① 全国のJFにおける諸活動の支援および表彰

JF女性連が実施する「海を守る活動」をはじめとするJFの各活動の支援および表彰を行うことで、環境保全活動や漁村・地域の活性化に取り組んでいます。

全国の青年漁業者や漁村女性らが一堂に会して日ごろの活動や研究成果を発表し、交流を深める「全国青年・女性漁業者交流大会」(主催: JF全漁連)に、2019年度は38グループ・個人がエントリーされました。審査の結果、JF共水連会長賞に平内町漁業協同組合女性部(青森県)の「家族で、地域で『健康づくり』 一養殖ホタテ日本一を支えて一」が受賞いたしました。同部では、ホタテガイ養殖を次世代へ守りつなげるため、漁業者自らが健康づくりに取り組むよう地域ぐるみで健康意識の向上に取り組んでいます。





また、漁村地域の活性化に漁業者が自ら取り組む「浜の活力再生プラン」の優良事例表彰(主催: JF全漁連)が2020年3月に行われました。2019年度は、豊浦地区地域水産業再生委員会(山口県)に対し、共水連会長賞を授与しました。同委員会が行う新規就業者の確保・育成に注力した取組みにより、若い漁業者とその家族が増加し、地域の水産業の発展につながっています。

② 海難・海上災害防止活動への支援および表彰

JF共済は、海上災害の防止に取り組むため、漁船等へのAED設置費用の助成を行っています。また、全国漁船安全操業推進月間の周知啓発キャンペーン(主催:NPO水産業・漁村活性化推進機構)、公益社団法人日本水難救済会の活動、漁船の安全対策に関する優良な取組みに対する表彰(主催:水産庁)に協賛および表彰を実施しています。



③ 全国漁業協同組合学校への支援

J F共済は、「協同組合精神を持った漁協職員の養成」を目的とした J F グループ唯一の教育機関である一般財団法 人 漁村教育会 全国漁業協同組合学校の支援を行い、安心して豊かに暮らせる漁村づくりを推進する人材育成に寄与し ています。

④ 「浜の健康応援団ホットライン」の設置

健康や介護に関するお悩みをお電話にて無料で気軽に相談できる「浜の健康応援団ホットライン」を設置しています。365日・24時間いつでも開設しており、携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます。

健康相談例

- ・手や足に痛みがあります。症状の原因など予想されることを教えてください。
- ・数年前から朝と風呂上りに眩暈と動悸が起きることがあります。何科を受診 したら良いか教えてください。



100-820271



2019年度の主な事業成果

普通厚生共済(チョコー)では、保有の減少傾向に歯止めをかけるとともに、ニーズの高まっている生存保障制度の重要性に鑑み、事業量目標を純新規保障共済金額(転換契約について、転換後契約の共済金額と転換前契約の共済金額の差額を純新規保障共済金額とします。)および新規医療保障共済金額とし、JFおよびJF共水連では事業量目標の必達に取り組んでいます。

2019年度は、生活総合共済(くらし)の新規補償共済金額は前年度に比べて減少したものの、3年連続の目標達成となりました。

加入実績

■長期共済(チョコー・くらし)

長期共済新規保障共済金額の推移

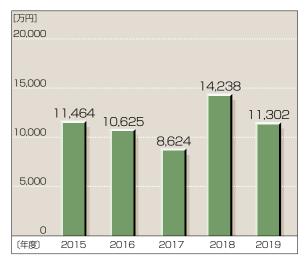


2019年度

長期共済新規保障共済金額 1,929 億円

チョコーの純新規保障共済金額は717億円となり前年度比81.4%、くらしの新規補償共済金額は1,211億円で前年度比89.4%となりました。チョコーとくらしを合わせた長期共済の新規保障共済金額(チョコーについては純新規保障共済金額)は1,929億円で、前年度比86.2%となりました。

チョコー新規医療保障共済金額の推移



※チョコー新規医療保障共済金額は、チョコー医療共済の疾病入院 共済金額と生活習慣病特約および女性疾病入院特約(特定疾病入 院特約を含む。)の共済金額の合計値です。

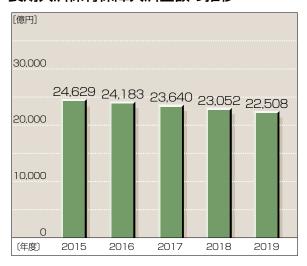
2019年度

チョコー新規医療保障共済金額 11,302 万円

チョコー新規医療保障共済金額は11,302万円で、 前年度比79.3%となりました。

なお、平均共済金額は10.446円となっております。

長期共済保有保障共済金額の推移



2019年度

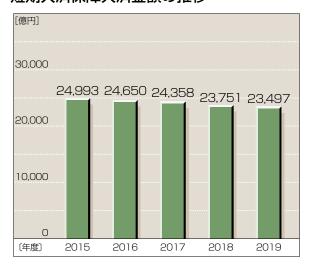
長期共済保有保障共済金額 2 兆 2,508 億円

チョコーの保有保障共済金額は1兆2.268億円となり前年度比95.5%、くらしの保有補償共済金額は1兆239億円で前年度比100.3%となりました。チョコーとくらしを合わせた長期共済の保有保障共済金額は2兆2,508億円で、前年度比97.6%となりました。

なお、チョコー保有医療保障共済金額は1,345百万円で、前年度比96.9%となりました。

■短期共済(ノリコー・カサイ)

短期共済保障共済金額の推移



2019年度

短期共済保障共済金額 2 兆 3,497 億円

ノリコーの保障共済金額は1兆138億円で前年度比99.4%、カサイの補償共済金額は1兆3,359億円で前年度比98.5%となりました。ノリコーとカサイを合わせた短期共済の保障共済金額は2兆3,497億円で、前年度比98.9%となりました。

受入共済掛金

受入共済掛金の推移



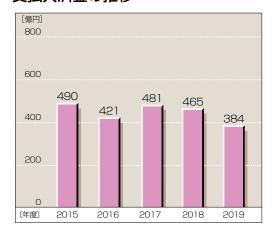
2019年度

受入共済掛金 **423 億円**

2019年度に受け入れた共済掛金は、423億円で、 前年度比85.1%となりました。

支払共済金

支払共済金の推移



2019年度

支払共済金 **384 億円**

2019年度の支払共済金は、自然災害による共済金 支払額は多かったものの満期共済金等の支払額が減少 したことにより前年度比82.6%となり、384億円で した。

総貨産

総資産の推移



2019年度

総資産 4,637 **億円**

2019年度の総資産は、4,637億円で前年度比 98.2%となりました。このうち将来の共済金等の支払 に備えて積み立てている責任準備金は4,115億円で、 総資産の88.7%を占めています。

資産の運用状況

運用環境

国内長期金利(10年国債利回り)は0%から△0.2%後半の範囲で推移しました。米中摩擦による世界経済の失速懸念を背景に、日銀の追加緩和観測が強まり8月下旬には△0.2%を割り込みました。その後は米中摩擦の緩和などによる世界的なリスク資産へ資金がシフトして、年末にかけてゼロ%まで上昇しました。1月以降は新型コロナウイルス感染症の警戒感が高まり一時低下しましたが、3月には株価が下落するなか、決算期末を控えた益出しやキャッシュ確保のための売り圧力が強まり再びプラス圏に浮上しました。

国内株式相場(日経平均株価)は16,000円台半ばから24,000円台前半の範囲で推移しました。8月頃までは米中摩擦を背景に21,000円台で頭打ちをして推移しましたが、その後は米中摩擦の緩和などを背景に上昇傾向を強め、12月には24,000円台を回復しました。しかし、2月以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の先行きへの警戒感が強まり16,000円台まで大きく下落しました。

為替相場(ドル/円)は102円前半から112円前半の範囲で推移しました。8月中旬には米中摩擦を背景に104円台まで円高が進行しましたが、その後は米中摩擦の緩和や米国の連続利下げを受けて112円台まで円安が進みました。しかし、3月になると新型コロナウイルス感染症の米国への感染も懸念さ

れ始め再び円高が進行し一時101円台と急伸しましたが、 その後は世界的に株価下落が続くなか「有事のドル」需要 が高まり、すぐに110円台を回復しました。

	2018年度末	2019年度末
長期金利(10年国債利回り)	△0.095%	0.010%
株式相場(日経平均株価)	21,205.81円	18,917.01円
為替相場(ドル/円)	110.99円	108.83円

〈債券利回り・日経平均株価は終値、ドル/円為替相場は仲値〉

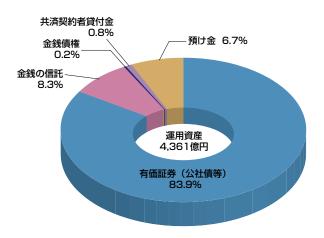
運用方針

JF共水連は生命共済と損害共済の両分野の共済事業を行っており、チョコー、くらしといった長期共済が主力であることから、資金の大半を長期の固定資金が占めています。このため毎年度積み立てている責任準備金に対応させた責任準備金対応債券と満期保有目的の債券を中心に、安定的な収益を確保すべく、長期の負債特性に応じた中長期的な観点で運用に取り組んでいます。

具体的には、金融資産の大半について公社債を中心とした有価証券で運用し、長期安定収益基盤の構築・確保に努めるとともに、収益性向上に向けて金銭の信託運用にも取り組み、資産の健全化・収益性の向上に向けたポートフォリオの改善をはかっています。

※ 責任準備金対応債券とは、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものであり、移動平均法による償却原価(定額法)により評価しています。

■運用資産の内訳



運用概況

有価証券については、特別法人債を中心に安定的なものを取得するとともに、収益性向上に向けて社債および外国証券を取得しました。年度未保有額は3,661億円で運用資産の83.9%を占めています。このうち外国証券については、すべて円貨建外国債券で、年度末の保有額は551億円で運用資産の12.6%となっています。

金銭の信託については、国内投資信託および外国投資信託等があり、金融経済環境の変動によるリスクを抑制しつつ、より効率的な運用を目指して取り組みました。年度末の保有額は361億円で運用資産の8.3%となっています。

資産・負債の状況

資産

総資産は、前年度より84億28百万円(1.8%)減少し、4,637億66百万円となりました。このうち有価証券は3,661億円(総資産に占める割合78.9%)、貸付金は34億40百万円(同0.7%)となりました。

負債・純資産

負債の合計は、前年度より96億55百万円(2.2%)減少し、4,314億6百万円となり、このうち責任準備金は、 前年度より84億27百万円(2.0%)減少し、4,115億36百万円となりました。

純資産の合計は、323億59百万円となり、3.9%増加しました。

貸借対照表

科 目 2018年度末 2019年度末

科 目 2018年度末 2019年度末

●資産の部

現 金 - 0 共済契約準備金 425,975 416,231

●貧	資産の部		
	現金	_	0
	預け金	37,958	29,416
	金銭の信託	29,402	36,127
	金銭債権	1,371	1,054
	有価証券	372,440	366,100
	貸付金	3,706	3,440
	未収共済掛金	4,507	4,207
	未収保険勘定	14	35
	事業仮払金	2,679	1,285
	その他資産	3,972	5,461
	有形固定資産	2,964	3,107
	無形固定資産	1,133	933
	外部出資	1,564	1,564
	繰延税金資産	10,478	11,030

共済契約準備金	425,975	416,231
うち責任準備金	419,964	411,536
未払保険勘定	27	42
未払委託手数料	11	15
事業未払金	1	14
その他負債	1,878	1,710
未払漁業者年金業務推進費	8	8
諸引当金	3,615	3,496
—————————————————————————————————————	9,545	9,886
負債の部合計	441,062	431,406
●純資産の部		
出資金	5,309	5,310
利益剰余金	25,818	27,008
利益準備金	5,598	5,997
その他利益剰余金	20,220	21,011
	△0	_
会員資本合計	31,128	32,318
その他有価証券評価差額金	4	41
評価・換算差額等合計	4	41
純資産の部合計	31,132	32,359
負債及び純資産の部合計	472,195	463,766

(単位:百万円)

資産の部合計	472,195	463,766

損益の状況

経常損益

経常収益は、前年度より104億93百万円(15.3%) 減少し、582億89百万円となりました。このうち直接事 業収益は、受入共済掛金の減少に伴い、前年度より73億 47百万円(14.8%)減少し、424億12百万円となりました。

また、共済契約準備金戻入額は前年度より29億98 百万円(23.2%)減少し、99億14百万円となりました。

経常費用は、前年度より103億円(15.5%)減少し、561億12百万円となりました。このうち直接事業費用は、支払共済金の減少に伴い、前年度より95億67百万円(16.2%)減少し、494億54百万円となりました。

また、共済契約準備金繰入額は、前年度より6億21 百万円(99.7%)減少し、1百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前年度より1億92百万円 減少し、21億77百万円となりました。

当期剰余金

経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期剰余金は、前年度より1億67百万円減少し、13億48百万円となりました。

剰余金処分額

当期未処分剰余金17億21百万円のうち、各会員に対して1億59百万円を出資配当金として(出資配当率は、年3.0%)配当しました。さらに、特別危険積立金などの任意積立金に12億16百万円積み立てました。

損益計算書		(単位:百万円)
科 目	2018年度	2019年度
●経常損益の部		
経常収益	68,783	58,289
直接事業収益	49,760	42,412
共済契約準備金戻入額	12,913	9,914
財産運用収益	5,656	5,452
その他経常収益	452	510
経常費用	66,413	56,112
直接事業費用	59,021	49,454
共済契約準備金繰入額	623	1
財産運用費用	297	498
価格変動準備金繰入額	328	341
委託手数料	308	303
事業管理費	5,317	5,071
その他経常費用	517	441
経常利益	2,369	2,177
●特別損益の部		
特別利益	0	1
特別損失	1	0
税引前当期剰余金	2,368	2,179
法人税、住民税及び事業税	1,253	1,228
法人税等調整額	△ 570	△ 565
割戻準備金繰入額	169	168
当期剰余金	1,516	1,348
当期首繰越剰余金	0	0
事業基盤整備積立金取崩額	475	372
当期未処分剰余金	1,991	1,721

剰余金処分計算書

科目	2018年度	2019年度
1. 当期未処分剰余金	1,991	1,721
2. 剰余金処分額	1,991	1,720
(1)利益準備金	399	345
(2)任意積立金	1,434	1,216
(3)出資配当金	158	159
3. 次期繰越剰余金	0	0

(単位:百万円)

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は、経営の健全な水準 を大きく超えています。

2019年度のJF共済の支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は1,477.8%となっています。 これは、経営の健全な水準とされる200%を大きく超えており、充分な支払余力を確保しています。

※支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは

通常の予測を超えて発生する諸リスクに備えて、どのくらいの支払余力(ソルベンシー・マージン)があるかを判断するための、行政監督上の指標のひとつです。

なお、この比率は、JF共水連が生命共済と損害共済を兼営していることから、民間の生命保険会社や損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較することはできません。

項 目	2018 年度末	2019 年度末
支払余力(ソルベンシー・マージン)総額(A)	77,807 百万円	80,933 百万円
リスクの合計額(B)	10,145 百万円	10,953 百万円
支払余力 $\frac{(A)}{(ソルベンシー・マージン)比率 (B)× \frac{1}{2}} \times 100$	1,533.7%	1,477.8%

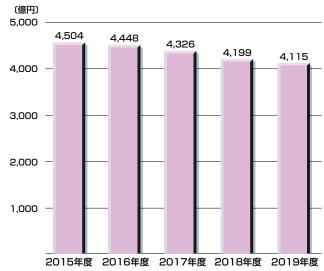
責任準備金の積立て

責任準備金の堅実な 積立てを行っています。

JF共水連は、総資産の約90%を将来の共済金の支払いに必要な責任準備金として積み立てています。

また、異常災害などに備えるため、異常危険準備 金を積み立てているほか、海外の保険会社に再保険 するなど、巨大災害リスクにも備えています。

責任準備金の推移



再保険の取組み

大規模な自然災害に備えて、再保険を実施しています。

再保険とは、共済団体や保険会社が引き受けている共済・保険契約上の責任(リスク)の一部または全部を、国内外の他の保険会社等に移転する保険取引のことをいいます。

JF共水連では、大規模な自然災害が発生した場合等でも経営の健全性が損なわれることのないように、主に海外の保険会社に再保険を出再しています。東日本大震災では、この再保険が機能し重要な支払財源となりました。

再保険先は、これまでの再保険契約実績や第三者機関による信用力(格付け)等に関する情報などを総合的に評価した上で、相手先および再保険金額を決定しています。

Column

J F グループが 2020~2024 年度の運動方針を策定

「水産業の成長産業化に向けた改革の実践~JFグループが漁業者とともに自ら拓く浜の未来~」

JFグループは、2019年11月に2020~2024年度の運動方針「水産業の成長産業化に向けた改革の実践~JFグループが漁業者とともに自ら拓く浜の未来~」を決議しました。「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させた活力ある漁業の構築」を実現するために、目指すべき方向および重点事項(取組の柱)を定めています。

目指すべき方向

- ① 様々な需要に応じて国産水産物を安定的に提供出来るよう、付加価値向上や販路拡大などの販売力強化に取り組むこと。
- ② 水産資源の持続的な利用のための漁場管理・資源管理に取り組むこと。
- ③ 国境監視や環境生態系保全等の多面的な機能の発揮に努めること。
- ④ 中核的漁業者を確保・育成するとともに、魅力のある漁村地域の実現を目指すこと。
- ⑤ 総合事業体としての強みを発揮できるよう、JFの基盤を強化すること。

重点事項(取組の柱)

- 1. 漁業者自らが進める浜の構造改革
- 2. 浜の改革を支えるJFグループの改革
- 3. 新たな制度等への的確な対応(水産政策改革等)
- 4. 地域社会・地域漁業への貢献

共済事業については、「浜の安心を未来へ ~ひろげよう共済の輪~ JF共済3か年計画」の取組みを 進めてまいります。

リスク管理の態勢

統合的リスク管理態勢の整備・充実につとめています。

JF共水連では、組合員や利用者の皆様に信頼されるJF共済の健全な発展を目指して、事業全般にわたるリスクの管理強化につとめています。

特に、事業運営上のリスクも多様化・高度化してきていることから、リスク管理は経営の重要課題であると位置づけて、統合的リスク管理態勢の確立に向けた取り組みをすすめています。

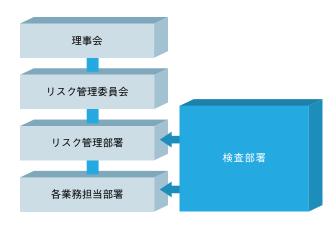
1. 統合的リスク管理体制

リスク管理態勢の確立を目指すため「リスク管理基本方針」を制定し、この基本方針のもと各種リスクを統合的に管理する体制として「リスク管理委員会」を設置し、リスクの統合的な審議・検討を行い、重要な事項については理事会に報告することとしています。

この委員会のもとで各種リスクを管理する部署を設置し、リスクの適切な把握やコントロール、および調整をはかることによって統合的リスク管理の充実をすすめています。

また、経営に重大な影響を与えることが危惧される地震・津波などが発生した場合を想定して、損害の程

リスク管理体制



地長・洋波は<か先生した場合を忠定して、損害の性

度や健全性に与える影響を分析するために定期的にストレステストを実施しております。

さらに、こうしたリスク管理状況を検査部署が検証し、必要な改善を指摘する体制としています。

2. 管理すべき5つのリスクと管理方法

「リスク管理基本方針」で管理すべき5つのリスクを定め、適切なリスク管理を行っています。なお、検査部署による内部検査を実施し、内部管理の改善などに取り組んでいます。

●共済引受リスク

「共済引受リスク」とは、経済情勢や共済事故の発生率などが共済掛金率設定時の予測と異なり、悪化することにより損失を被るリスクをいいます。

JF共水連では厳正な引受審査や共済の制度内容、共済契約準備金の積立て、再保険などの状況について適切な管理につとめています。

また、共済引受リスクは、資産運用リスクと密接に関係するため、責任準備金(負債)と責任準備金対応債券(資産)とのデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度を表す指標)が一致しているかなど、資産運用リスクと関連づけた管理を行っています。

●資産運用リスク

「資産運用リスク」とは、資産運用などに関わる要因(金利リスクなど)から、保有する資産の価値が目減りすることにより損失を被るリスクをいいます。

JF共水連では、市場関連リスク(金利・為替・有価証券相場などの変動によって運用資産の価値が変動し、損失を被るリスク)、信用リスク(社債など信用供与先の財務状況の悪化などによって運用資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスク)などの計測・分析による適切な管理につとめています。

●流動性リスク

「流動性リスク」とは、解約返戻金の一時的な増加や巨大災害での共済金の支払いにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクをいいます。

JF共水連では、日々の資金繰りの状況を把握し、共済金などの確実な支払いを行うための管理につとめています。 また、日々の資金繰りの状況を「平常時」、「懸念時」、「危機時」、「巨大災害時」に区分し、資金繰りの状況に応じて迅速かつ適切な対応ができるよう管理を行っています。

●事務リスク

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

JF共水連では、事務処理における事故・不正などの発生を防止するための適切なチェックが行われるようにつとめています。

●システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備、不正に使用されることなどにより損失を被るリスクをいいます。

JF共水連では、コンピュータのシステム事故に対する対策や契約情報の保護対策などにつとめています。また、不測の災害等が発生した場合に備えて「システムコンティンジェンシープラン」を策定し、万全の安全対策を整えています。

●その他のリスク

上記の各リスクの管理に加え、東日本大震災のような巨大災害が発生した場合や新型コロナウイルス感染症等の拡大時において、迅速、かつ、整然と対応することにより、被害の拡大を防止することを目的に危機管理規程を整備し準備を行っています。

具体的には、事象に応じた事業継続計画を順次整備し、JF共水連本所・事業本部・事務所が被災した場合でも、 事務処理を円滑に行い、共済金等の支払を適切に行えるように体制整備を推進しています。

3. 情報のセキュリティ

「情報セキュリティ方針」を定め、事業活動において取り扱う情報を適正に管理するよう取り組んでいます。 特に個人情報保護については、関係法令等の遵守をはじめ、目的の範囲内での利用、適正な取得、利用目的の公表・ 通知、個人データの管理、第三者への提供の制限、開示・訂正等、苦情対応教育・研修などの取組みを明確にし、個 人情報の適正な取扱いにつとめています。

コンプライアンス(法令等遵守)の推進

コンプライアンス(法令等遵守)の推進に積極的に取り組んでいます。

JF共水連では、組合員や利用者の皆様に信頼されるJF共済の公正かつ健全な運営を目指して、役職員一人ひとりが法令遵守や社会規範にしたがった正しい行動を心がけることに組織を挙げて取り組んでいます。

1. コンプライアンスの推進体制

コンプライアンス態勢を推進していくための組織体制として「コンプライアンス統括委員会」を設置し、コンプライアンスを統括する部署が事務局となり、その運営を行っています。

また、コンプライアンス統括責任者のもとに、各部署単位でコンプライアンス責任者を配置して、コンプライアンス問題や苦情・相談の対応につとめています。

2. コンプライアンス・マニュアル

各JFと共に「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、すべての役職員にコンプライアンスが周知徹底されるようにつとめています。

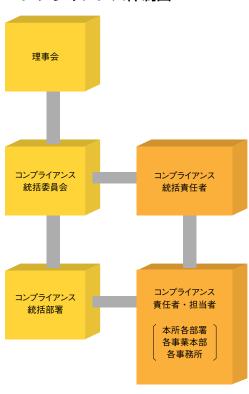
同マニュアルには、JF共水連の組織を挙げて取り組むべき5つの 基本方針をはじめ、次の事項を記載しています。

●基本方針

- ①基本的使命と社会的責任
- ②質の高い共済サービスの提供
- ③法令等の厳格な遵守
- ④反社会的勢力の排除
- ⑤透明性の高い組織風土の構築
- ●すべての役職員が遵守すべき行動規範
- ●業務活動において遵守すべき法律事項など
- ●その他、苦情対応や法務問題への対応など

また、推進活動において遵守すべき事項の詳細を記載した「共済推 進コンプライアンス・ハンドブック」を作成しています。

コンプライアンス体制図



3. コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス推進を実践していくための計画として、毎年コンプライアンス・プログラムを作成しています。 理事会で承認された全体のプログラムにもとづき、各部署単位で同プログラムが作成され、その評価は「コンプライアンス統括委員会」を経て理事会に報告されます。

4. 研修

コンプライアンス推進のための研修を行っています。

役職員を対象として、階層別や各部署単位ごとに研修を実施し、役職員が研修を受けることによって、コンプライアンスにもとづく業務活動が実践されていくようにつとめています。

勧誘方針

JFおよびJF共水連では共済制度(金融商品)の適正な推進活動につとめていくために、「勧誘方針」を定めています。

金融商品販売法の趣旨に則り、共済の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

- 1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- 5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ※ 上記はJF共水連の勧誘方針です。JFの勧誘方針はJFごとに定めています。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

JF共水連は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした 姿勢で臨むため、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定めています。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応する とともに、役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門 機関と意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を 拒絶します。

※関係遮断の取り組みの一環として、各共済約款に暴力団排除条項を導入しています。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法 的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業上活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とするものであっても、事 案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

個人情報保護方針

JF共水連は、組合員や利用者等の皆さまの個人情報が事業活動の基本となる重要な情報であると認識します。

このため、個人情報をその利用目的に従い、安全かつ適正に収集・保管・利用することは、JF共水連の当然の責務であり、組合員や利用者等の皆さまが安心してJF共済をご利用いただけるよう、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関係法令等の遵守

JF共水連は、個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」ならびに「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」をはじめ、個人情報および特定個人情報の保護に関する関係諸法令および主務大臣等のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

2. 目的の範囲内での利用

JF共水連は、利用目的を可能な限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合等を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。ただし、特定個人情報においては、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

3. 適正な取得、利用目的の公表又は通知

JF共水連は、個人情報を取得する場合は、利用目的をご本人に明示し、ご本人の同意を得る等、 適正な手段で取得するものとし、また、利用目的をあらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に 通知または公表します。ただし、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ利用目 的を明示します。

4. 個人データの安全管理措置

JF共水連は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で、正確かつ最新の内容に保つよう努め、 また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等および委託先を必要かつ適切に監督します。

5. 第三者への提供の制限

JF共水連は、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データをJF共水連およびご本人に係る組合以外の第三者に提供しません。共済契約の保全において、他の保険会社(海外の再保険会社等を含む。)に再保険を付す場合は、ご本人の同意を得てその再保険会社等に個人データを提供することがあります。また、特定個人情報については、番号法第19条各号に該当する場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、第三者に提供しません。

6. 開示・訂正等

JF共水連は、保有個人データにつき、ご本人から開示、訂正等の請求があった場合には、これに応じます。

7. 苦情対応

JF共水連は、個人情報につき、苦情相談窓口を設置し、連絡先(電話番号、メールアドレス等)等をホームページに掲載し、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組みます。

8. 教育・研修

JF共水連は、個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。

9. 個人情報保護への取組み

コンプライアンス・プログラムに具体的に掲載し、実践いたします。

10. 適正運営・改善

JF共水連は、個人情報が適正に取り扱われているかについて、定期的に内部検査を実施するなどにより、個人情報保護の継続的な改善に努めます。

[※] 上記はJF共水連の個人情報保護方針です。JFの個人情報保護方針はJFごとに定めています。

利益相反管理方針の概要

JF共水連は、組合員・利用者の皆さまとのお取引に伴い、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に基づき適正に業務を遂行いたします。

1. 利益相反のおそれのある取引の特定・類型化

「利益相反のおそれのある取引」は次の二つの類型に整理しています。

- (1) JF共水連と組合員・利用者の皆さまとの間で利益が相反するもの
- (2)組合員・利用者の皆さまと他の組合員・利用者の皆さまとの間で利益が相反するもの
- 2. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

JF共水連では、利益相反を適切に管理するため、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定いたします。

- (1) 各部署は取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認し、該当すると判断した場合は、その取引を行わないことを基本とし、利益相反管理統括部署に報告する。このとき、各部署で判断しかねる場合は利益相反管理統括部署に相談する。
- (2) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。
- 3. 利益相反のおそれのある取引の管理方法
 - 1. によりあらかじめ特定・類型化した利益相反のおそれのある取引(以下「対象取引」という。) について、次の各号に定める管理方法を適宜組み合わせることにより管理を行います。
 - (1)対象取引を行う部門と組合員・利用者の皆さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引または組合員・利用者の皆さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、組合員・利用者の皆さまに適切に開示する方法(本会が負う守秘義務に違反しない場合に限る。)
 - (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
- 4. 利益相反管理体制の整備

JF共水連は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を定め、JF共水連全体の管理体制を統括します。また、これらの管理体制を定期的に検証するとともに、役職員に対して研修を実施し利益相反の防止に努めます。

[※] 上記はJF共水連の利益相反管理方針の概要です。JFの利益相反管理方針はJFごとに定めています。

3 「JF共済」の事業種類

JF共済は、水産業協同組合法にもとづき、全国のJFや水産加工業協同組合、JF共水連が漁業者 (組合員および家族)や地域住民の方々の暮らしの保障を提供・運営する事業です。

JF共済には、生命保障のチョコー(普通厚生共済)、ノリコー(乗組員厚生共済)、ダンシン(団体信用厚生共済)、財産補償のくらし(生活総合共済)、カサイ(火災共済)、老後保障の漁業者ねんきん(漁業者老齢福祉共済)などの事業種類があります。

JF共済は、組合とJF共水連が共済契約を共同して引き受けるなど、お客さまの信頼と安心に応える態勢のもと、組合を窓口としてご加入の手続きや共済金の請求手続きをはじめ、ご契約に関するご相談・ お問い合わせが気軽にできるなど、常に身近に感じる「浜の共済」としてサービスの提供につとめています。

━━━ (普通厚生共済)

人の万一の場合を保障するJF共済を代表する生命共済です。ご加入の目的などによって、単位共済契約(終身共済、養老共済、こども共済、医療共済※)をお選びいただき、必要な保障ニーズに応じた様々な特約を付加することで保障プランを自由に設計できます。また、被共済者が所定の後遺障害の状態となられた場合には、以後の共済掛金の払込みが免除となるという特長も備えています。

※医療共済は、終身共済、特別共済、養老共済、こども共済のそれぞれの契約と共に契約するものであり、単独でのご契約はできません。

チョコーのラインナップ (チョコーの主な保障プラン)

終身共済

終身共済

一生涯にわたって万一の場合を保障する共済です。特約の付加により一定年齢に達したときに生存共済金をお受け取りいただけたり、長生きを祝福し古希・喜寿・米寿に祝金等をお受け取りいただくことができるため、老後に向けての備えとしても安心です。



特別終身共済・すーぱーまいぷらん +



健康に不安がある方や高齢の方でも簡単な告知でご加入できる共済です。万一の場合を一生涯にわたって保障し、その保障額は共済掛金 払込期間中てい増します。

特別養老共済・すーぱーまいぷらん



健康に不安がある方や高齢の方でも簡単な告知でご加入できる共済です。共済期間満了時の年齢(60歳・70歳・80歳・90歳)までの万一の場合を保障し、その保障額がご加入からの期間に応じて、てい増します。満期時には満期共済金をお受け取りいただけますので、老後生活資金の造成と保障を兼ね備えています。



定期満期共済(養老共済)

定期満期共済

共済期間を5・10・15・20・25・30年とし、共済期間中の万一の場合を保障するとともに、満期時には満期共済金をお受け取りいただける、資金造成と万一の場合の保障を兼ね備えた共済です。

中途給付共済・ぽけっと(養老共済)



共済期間を12年とし、共済期間中の万一の場合を保障するほか、 ご加入から3年ごとに中途給付金をお受け取りいただけますので、旅 行や趣味などの短期資金造成としてお役立ちできる共済です。



年齢満期共済(養老共済)

年齢満期共済

共済期間満了時の年齢を60歳とする共済で、満期時まで万一の場合を保障するとともに、満期時には満期共済金をお受け取りいただける、資金造成と万一の場合の保障を兼ね備えた共済です。

こども共済・未来



お子さまの万一の場合の保障と教育資金造成を兼ね備えた共済です。さらに、契約者の万一の場合の保障とともに、契約者が万一の場合は進学祝金や満期共済金も倍額となり、以後の共済掛金の払込みは免除となる特長も備えています。

一時払こども共済・希望



お子さま・お孫さまの万一の場合の保障と教育資金造成を目的とした一時払型のこども共済で、進学祝金や満期共済金をお受け取りいただけます。満期共済金や余裕資金のご活用にもご利用いただけます。



医療共済および主な特約



生活習慣病特約 または 女性疾病入院特約



医療共済は、ケガや病気による入院・手術・放射線治療を手厚く保障します。入院は入院期間が5日未満の場合は5日分が保障され、また、公的医療保険の対象となる手術・放射線治療を保障するなど、ケガや病気に幅広く対応しています。がんによる入院は、日数無制限で保障します。

さらに、生活習慣病特約や女性疾病入院特約を付加することにより、生活習慣病(がん・糖尿病・心疾患など)や女性特有の疾患(乳がん・子宮筋腫・関節リウマチなど)による入院・手術・放射線治療について上乗せ保障することができます。また、医療共済と同様に、がんによる入院は、日数無制限で保障します。

この他にも、災害や海難事故・交通事故に備える災害死亡割増特約、ケガにより後遺障害になった場合に備える 後遺障害特約、ケガや病気による通院を保障する通院特約や公的医療保険制度の対象外となる高度先進医療に備え る先進医療特約など様々な特約を付加することにより、一人ひとりのニーズにあわせた保障内容とすることが可能 となっています。

くらし(生活総合共済)

住宅・倉庫や建物に収容される家財などが火災、落雷、破裂・爆発や盗難等の事故のほか、風災・ 雪災、水害、地震等の自然災害により損害を受けた場合を補償します。火災等で損害を受けた場合に、火災共済金にあわせて、臨時費用共済金、残存物取片付け費用共済金もお支払いします。

一定期間共済掛金を払い込む満期式で、満期時には満期共済金が支払われますので、建物の増 改築や家財の買い替え資金としてご利用できます。

くらしでは、建物および家財について、再調達価額(再建築・再取得できる額)で補償しますので、 万一の場合も安心です。



漁業者**なんき人**(漁業者老齢福祉共済)

漁業者のゆとりある老後をお手伝いする国の助成を得た団体年金共済です。 基本的に60歳または65歳から年金が受け取れ、6種類の年金受取コースから生活設計に合わせて自由に選択できます。

終身年金コースは、年金支払開始から10~15年間は、年金受給者が万一の場合にも、残りの期間の年金をご遺族の方が受け取れる保証期間がついています。確定年金コースは、年金受給者の生死にかかわらず、選択いただいた5年間、10年間または15年間同じ額の年金を受け取ることができます。また、将来の受取年金額を増やすために、定期的に払い込む共済掛金を増額したり、共済掛金を臨時に払い込むことができます。







打 计 (火災共済)

住宅・倉庫や建物に収容される家財などが火災、落雷、爆発等や、風災、 地震による火災により損害を受けた場合を補償します。火災、落雷、爆発等 で損害を受けた場合に、火災共済金にあわせて、臨時費用共済金、残存物取 片付け費用共済金もお支払いします。

価額協定特約を付加することで、火災等で万一の場合に損害の額の全額を 補償するほか、全損の場合には特別費用共済金をお支払いします。

くらしが満期型(長期)であるのに対して、カサイは基本的に掛け捨て型の 短期共済ですので、お手頃な共済掛金で建物や家財などを補償します。





■■■ (乗組員厚生共済)

不慮の事故による万一の場合と後遺障害を保障し、さらに特約を付加することで、入院・手術、通院や、病気による万一の場合についても保障する、 共済期間を1年以内(最短1日間)とする短期の共済です。ノリコーには利用目的によって次のような契約があります。

①傷害共済契約

漁業従事者、漁船乗組員等のほか、組合の役職員やその家族、また、 企業の従業員やその家族の方々を対象とした契約です。

②漁業労働災害共済契約

労災保険の上積み保障として、雇用主等をご契約者とし、従業員等の 方々を対象とした契約です。

③遊漁船等共済契約

つり船や屋形船などに搭乗している船員や船客の方の不慮の事故による死亡や後遺障害、入院の場合を保障する契約です。













写 (団体信用厚生共済)

組合やJF信漁連などに債務のある組合員が死亡したり、高度障害になった場合に、その債務 残額を本人にかわって返済します。債務者に万一のことがあっても債権の回収がスムーズにでき、 債務にかかる遺族の負担が軽くなるため、現在多くの組合やJF信漁連がこの制度を利用してい ます。



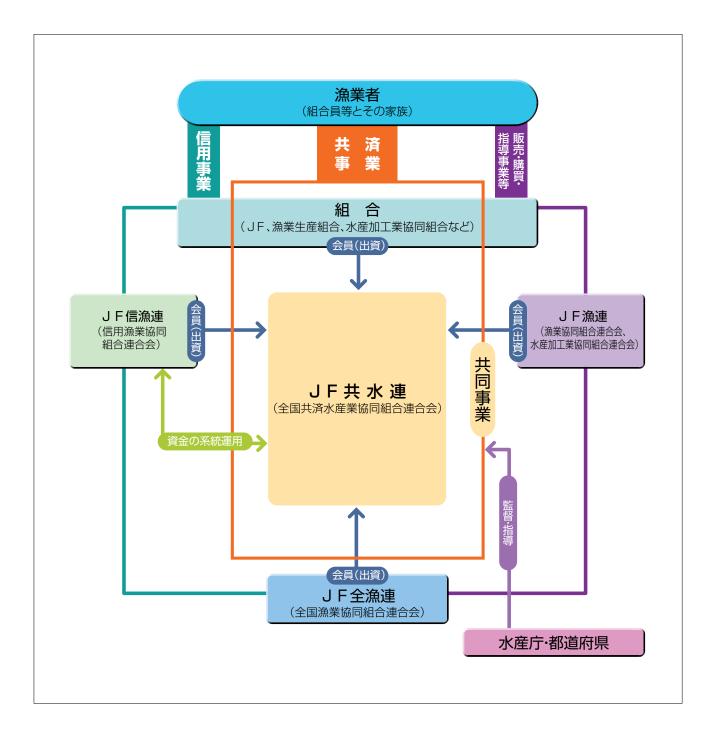
国民年金基金(受託事務)

国民年金基金は、漁業に従事されている方々などがゆとりある老後をおくれるよう、国民年金に上乗せする公的な年金制度であり、JF共水連およびJFは、全国国民年金基金から委託を受けて国民年金基金の新規加入および増口の加入勧奨を行っております。掛金は全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金は公的年金等控除の対象になることが大きな魅力です。

4 「JF共済」の組織概要

JF共済の組織概要

JF共水連は、全国のJF、漁業生産組合、水産加工業協同組合およびこれらの連合会等が会員となり、それぞれが出資して共済事業を行う唯一の連合会として設立されました。会員である組合には全国の漁業者が組合員になっており、組合員とその家族の暮らしを保障するため、共済契約を組合とJF共水連が共同してお引き受けしています。 JF共済は、全国の漁家が手をつなぎあって共済の輪をつくり、扶け合い・協同の力によって運営されています。



■各都道府県JF共済推進本部

各都道府県JF共済推進本部は、JF系統が協同して構成し、運営するJF共済普及推進運動の主体的組織です。

各都道府県JF共済推進本部(沿海38都道府県)

《構成メンバー》

地域の組合、その連合会およびJF共水連

《活動内容》

- ●都道府県・各組合の事業量目標の設定
- ●都道府県における普及推進活動計画の設定
- ●組合が行う普及推進活動の指導・支援

JF共水連の主要な業務の内容

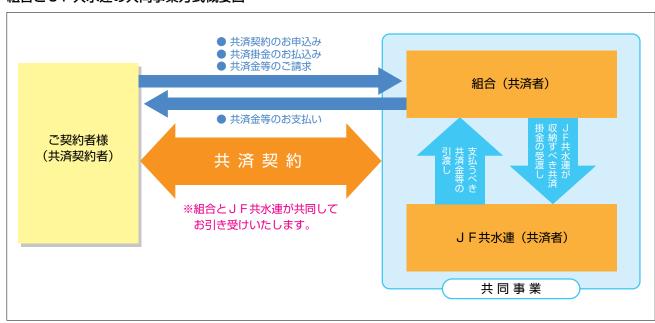
共済契約の引受け

資産運用

共栄火災海上保険㈱の業務の代理または事務の代行

JF共水連は、共済契約を組合と共同してお引き受けしています。また、JF共水連は各事業種類の開発や改善、普及推進企画、契約保全、資産運用、広報活動、組織の意見を反映した統一事業方針・計画づくり、役職員教育の指導などを行っています。実施事業種類は、生命保障のチョコー、ノリコー、ダンシン、財産補償のくらし、カサイ、老後保障の漁業者ねんきんなどです。

組合とJF共水連の共同事業方式概要図

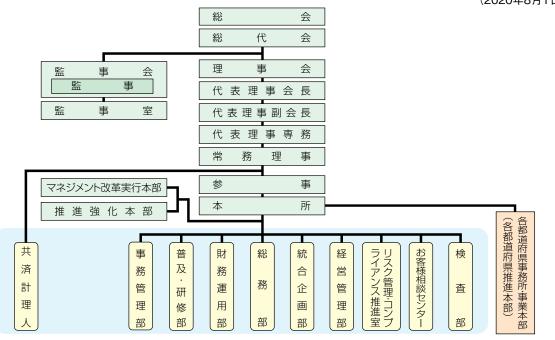


※2007年6月に公布された水産業協同組合法の改正法により、2008年4月1日より上記の事業方式となりました。 ※2010年4月に施行された保険法に対応するため、一部の共済金はJF共水連から直接お支払いしています。

JF共水連機構図

(2020年8月1日現在)

(2020年8月1日現在)



※ マネジメント改革実行本部は経営管理部、統合企画部、総務部、普及・研修部、事務管理部を中心に構成しています。また、推進強化本部は普及・研修部および統合企画部を中心に構成しています。

JF共水連役職員

•	珥田	重
$\mathbf{-}$	垤	#

•	<u> </u>					
	役	職	名	氏	名	
	代	表 理 事	会 長	福原	正純	
	代	表理事副	会 長	楠田	勇二	
	代	表理事副	会 長	西川順	頁之輔	
	代	表理事副	会 長	坂本	雅信	
	代	表 理 事	専 務	髙田	明生	
	常	務 理	事	深瀨	茂哉	
	常	務 理	事	中島	健	
	常	務 理	事	山下	恭助	
	理	事・履	頁 問	大井	誠治	
	理		事	三國	優	
	理		事	薮田	国之	
	理		事	平野	仁彦	
	理		事	畑	金力	
	理		事	戎本	裕明	
	理		事	大磯	一清	
	理		事	山本	学	
	理		事	平井	義則	
	理		事	澳本	健也	
	理		事	髙平	真二	
	理		事	岸	宏	

●監事

役	耶	韱	名	氏	名	
代	表	監	事	川嵜	和正	
常	任	監	事	内野	徹	
監			事	野﨑	哲	
監			事	大島	一徳	

● 職員在籍状況

区 分	2018 年度末	2019 年度末
参事	7	6
本 所 職 員	102 (18)	99 (20)
事務所職員	273 (67)	277 (70)
計	382 (85)	382 (90)

- ※()内は、嘱託、常傭人および出向受入者を示し、()外の数字には含まれていません。
- ※()外の数字には出向者13名を含みます。

会員・出資口数

会員数 (2020年3月31日現在)

				2019£			
資格区分	2018年度末	2019年度増加	持分全部 の譲渡	解散	その他	合計	2019年度末
正会員	1,034	0	0	4	0	4	1,030
准会員	0	0	0	0	0	0	0
計	1,034	0	0	4	0	4	1,030

出資口数

資格区分	2018年度末	2019年度増加	2019年度減少	2019年度末
正会員	530,953	90	0	531,043
准会員	0	0	0	0
	10	0	10	0
計	530,963	90	10	531,043

相談・苦情の受付窓口(金融 ADR 制度への対応)

JF共済では、水産業協同組合法第15条の9の2の規定に基づいて、次の苦情処理措置および紛争解決措置 を講じております。

JF共済では、ご利用者の皆さまに、より一層のご満足をいただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口においてご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

1 まずは、ご加入先の組合(JF)までお申し出ください。



2 ご加入先の組合(JF)以外に、JF共水連の窓口でもお受けいたします。

P.30 記載のJF共水連窓口までお申し出ください。

- ※JF共水連の窓口では、JF共済全般に関するご相談・お問い合わせをお電話でお受けしております。苦情などのお申出があった場合には、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先の組合(JF)に対して解決を依頼します。
 - 3 苦情などのお申出については、ご加入先の組合(JF)と連携を図りながら対応いたしますが、解決にいたらない場合には、下記の一般社団法人 日本共済協会 共済相談所へご相談いただくこともできます。

※一般社団法人 日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

03-5368-5757

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-5-3 建成新宿ビル6階 受付時間:午前9時~午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

JF共水連各都道府県事務所・事業本部等所在地

			(2	2020年8月1日現在)
事務	8 所・事業本部名	郵便番号	住所	電話番号
	所	101-0047	千代田区内神田 1-1-12 コープビル	03-3294-9641
	事務センター近畿事業所	514-0009	津市羽所町 515 第 2 いけだビル	059-213-1212
	事務センター四国事業所	790-0002	松山市二番町 4-6-2 水産会館	089-933-9740
北	海道事務所	060-0003	札幌市中央区北3条西7-1 第2水産ビル	011-241-6761
	東北事業本部	985-0001	塩釜市新浜町 2-9-32 第2水産会館ビル	022-364-3821
東	青 森 支 店	030-0803	青森市安方 1-1-32 水産ビル	017-722-7771
東 ₋ 北	岩 手 支 店	020-0023	盛岡市内丸 16-1 水産会館	019-625-2285
ブ ⁻ ロ -	宮城支店	985-0001	塩釜市新浜町 2-9-32 第2水産会館ビル	022-364-3511
ツ	秋 田 支 店	010-0951	秋田市山王 3-8-15 水産会館	018-865-1661
ク	山 形 支 店	998-0036	酒田市船場町 2-2-1 県漁業協同組合	0234-22-0021
_	福島支店	970-8044	いわき市中央台飯野 4-3-1 水産会館	0246-28-4744
	東京都事務所	108-0075	港区港南 4-7-8 都漁連水産会館	03-6433-0717
- ブ 関 -	関東東海事業本部	101-0047	千代田区内神田 1-1-12 コープビル	03-3294-9868
ブ 関 ⁻ ロ 東 ₋	茨 城 支 店	310-0011	水戸市三の丸 1-1-33 すいさん会館	029-225-2036
ツ・	千 葉 支 店	260-0021	千葉市中央区新宿 2-3-8 水産会館	043-242-6821
ク東	神奈川支店	236-0051	横浜市金沢区富岡東 2-1-22 県漁連ビル	045-778-5030
海 -	静 岡 支 店	420-0853	静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル	054-251-1202
-	愛 知 支 店	460-0002	名古屋市中区丸の内 3-4-31 水産会館	052-961-2647
	北陸事業本部	920-0022	金沢市北安江 3-1-38 水産会館	076-254-5575
ブ北	新潟支店	950-0078	新潟市中央区万代島 2-1 水産会館	025-244-6308
ロ 陸 ⁻ ッ -	富山支店	930-0096	富山市舟橋北町 4-19 森林水産会館	076-432-3832
	石 川 支 店	920-0022	金沢市北安江 3-1-38 水産会館	076-234-8825
-	福井支店	910-0005	福井市大手 2-8-10 水産会館	0776-23-3769
 ブ 近 -	三重県事務所	514-0006	津市広明町 323-1 水産会館	059-226-9191
ク処を	京都府事務所	624-0914	舞鶴市字下安久無番地 水産会館	0773-75-0224
ッ	兵庫県事務所	673-0883	明石市中崎 1-2-3 水産会館	078-919-1377
ク	和歌山県事務所	640-8241	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 30 水産会館	073-428-2363
	岡山県事務所	700-0823	岡山市北区丸の内 1-9-6 児島湾漁村センター	086-230-2787
ブ 中 ⁻ ロ 国 ⁻	鳥取県事務所	680-0802	鳥取市青葉町 3-111 水産会館	0857-23-1362
ロ 国 ⁻ ツ -	島根県事務所	690-0007	松江市御手船場町 575 水産会館	0852-21-0005
$ \hat{\rho} $	広島県事務所	730-0051	広島市中区大手町 2-9-6 水産会館	082-544-3366
_	山口県事務所	750-0067	下関市大和町 1-16-1 下関漁港ビル	083-261-6000
	愛 媛 県 事 務 所	790-0002	松山市二番町 4-6-2 水産会館	089-933-9732
ブ四	四国事業本部	760-0031	高松市北浜町 9-12 信漁連会館	087-897-5220
ロ 国 -	徳島支店	770-0873	徳島市東沖洲 2-13 水産会館	088-636-0543
, ク	香 川 支 店	760-0031	高松市北浜町 9-12 信漁連会館	087-851-4492
_	高 知 支 店	780-0870	高知市本町 1-6-21 水産会館	088-825-1863
	長 崎 県 事 務 所	850-0036	長崎市五島町 2-27 漁協会館	095-823-5635
_	大 分 県 事 務 所	870-0021	大分市府内町 3-5-7 水産会館	097-536-6711
九 _	鹿児島県事務所	890-0053	鹿児島市中央町 29-1 鹿児島共栄火災ビル	099-256-1361
州	九州事業本部	810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-4-19 水産会館	092-737-6640
ブ - ロ -	福岡支店	810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-4-19 水産会館	092-781-4654
ツ	佐 賀 支 店	840-0034	佐賀市西与賀町厘外 826-1 水産会館別館	0952-29-6333
ク	熊 本 支 店	861-5274	熊本市西区新港 1-4-15 水産会館	096-329-2400
=	宮崎支店	880-0858	宮崎市港 2-6 水産会館	0985-27-6711
	沖 縄 支 店	900-0016	那覇市前島 3-25-39 水産会館	098-860-2626
事委	大阪府漁業協同組合連合会	596-0015	岸和田市地蔵浜町 11-1	072-422-4763
事委 務嘱 - 所	滋賀県漁業協同組合連合会	520-0801	大津市におの浜 4-4-23	077-524-2418
お客様	(相談センター(本所) 受付:	午前 10 ~ 12 問	寺、午後1~5時(土日・祝日・年末年始を除く)	0120-897-837

JF共水連のあゆみ

「1人は万人のために、万人は1人のために…」

これは、今後も変わることのない協同組合の理念です。1951(昭和26)年1月20日、この理念にそって、全水共(その後 共水連に改組)が設立され、漁協の共済(のちにJF共済)事業が発足しました。最初に開始された事業は火災共済事業(カサ イ)でした。それ以来、JF共済事業は、漁家の生活をおびやかす様々な危険に対する協同の防波堤として大きな力を発揮し、 2016(平成28)年1月に発足から満65年を迎えました。今後も協同という年輪を積み重ねながら、着実な歩みを続けます。

25(1950) 水産業協同組合法改正(共済事業実施の法的根拠できる) 26(1951) 全水共設立、火災共済事業(カサイ)開始 30 30(1955) 水協法一部改正(共済事業の目的拡大)、厚生共済発足 32(1957) 漁業共済試験実施開始 33(1958) 地方事務所の開設 35(1960) 親子、乗組員厚生共済(ノリコー)発足 39(1964) 漁業災害補償法制定、漁済連・共済組合設立、ぎょさい発足 40 40(1965) 普通厚生共済抜本改正(チョコー発足) 41(1966) 第1回チョコー大会、東京・全共連ビルで開催 (以降 48 年第 8 回大会まで) 48(1973) コープビル完成、事務所移転、全漁連・全水共・漁済連で構成する 漁協共済推進センター発足(共済・保険制度の一元化と啓蒙活動 昭和58年度ポスター 漁協元受実現 **49**(1974) 自動車共済(くるま)発足、第1回漁協共済推進全国大会(以降 平成17年まで) 50 51(1976) カサイ新価特約導入、ノリコー抜本改正(漁労災特約導入) 53(1978) 団体信用厚生共済(ダンシン)発足、生活総合共済(くらし)発足 56(1981) 漁業者老齢福祉共済(漁業者ねんきん)発足 水産業協同組合法改正 F共済」へ 58(1983) 水協法改正(漁協元受の法的根拠できる・施行11月)、全水共が 共水連に改組 59(1984) 漁協元受開始 60 60(1985) 本所~事務所間事務のオンライン稼働開始 61(1986) 共済事業実施 35 周年(35 周年特別普及運動) 63(1988) チョコー抜本改正(終身共済、こども共済など新設) 1(1989) チョコー保有 1 兆円突破 Table くらし ガサイ リリコー

3(1991) 漁業者国民年金基金(なぎさ年金)発足

4(1992) 日本共済協会発足

13(2001) 創設 50 周年記念式典 「漁協の共済」から「JF共済」へ

17(2005) チョコー抜本改正(単位共済化、特別終身共済の新設など)

18(2006) 全国JF共済担当者研修会(全国の共済担当者を一堂に会した 研修会)開始

19(2007) くらし・カサイ改正

20 20(2008) 水協法改正(共済事業実施組合とJF共水連による共同引受の 法的根拠できる)

22(2010) 保険法施行

23(2011) J F共水連創設 60 周年 東日本大震災

チョコー改正(一時払養老共済新設)

24(2012) J F共済全国推進·復興祈念大会

25(2013) 全国 J F 共済担当者研修会(被災地での現地研修) チョコー改正(新医療共済「匠」)

26(2014) 漁業者ねんきん一括払制度実施、カサイ改正

28(2016) ダンシン(漁船リース事業対応)、チョコー改正(引受基準緩和)

29(2017) くらし改正

30(2018) チョコー改正(医療共済改正、一時払こども共済の新設など)

1(2019) チョコー改正(終身医療共済など)



平成 14 年度ポスター 「漁協の共済」から「J



平成 20 年度ポスタ 共済事業の共同引受開始



平成24年度 がんばろう漁村 浜の応 援団キャンペーンポス



チョコー改正ポスタ-



令和2年度~4年度 (2020年度~2022年度) 新3か年計画ポスタ-

10

子会社の状況

(2020年8月1日現在)

					(==== = / = / = / = / = /		
会社名	設立年月日	業務内容	所在地	資本金総額 (千円)	当連合会の 議決権比率 (%)	当連合会 子会社等の 議決権比率 (%)	
㈱北海道水共社	1981.2.2	損害保険代理業等	北海道札幌市中央区北3条西7-1	10,000	100	_	
(有)全水共青森	1974.7.5	損害保険代理業等	青森県青森市安方1-1-32	3,000	100	_	
(有)岩手共水社	1970.10.24	損害保険代理業等	岩手県盛岡市内丸16-1	3,000	100	_	
何宮城水共社	1974.5.18	損害保険代理業等	宮城県塩釜市新浜町2-9-32	3,000	100	_	
(有)秋田水共社	1974.6.22	損害保険代理業等	秋田県秋田市山王3-8-15	3,000	100	_	
(有)全水共福島	1974.4.30	損保保険代理業等	福島県いわき市中央台飯野4-3-1	3,000	100	_	
(有)茨城水共社	1974.8.21	損害保険代理業等	茨城県水戸市三の丸1-1-33	3,000	100	_	
(有)全水共千葉	1974.8.10	損害保険代理業等	千葉県千葉市中央区新宿2-3-8	3,000	100	_	
(有)東京共水社	1994.8.1	損害保険代理業等	東京都港区港南4-7-8	3,000	100	_	
(有)全水共神奈川	1974.7.1	損害保険代理業等	神奈川県横浜市金沢区富岡東2-1-22	3,000	100	_	
(有)全水共静岡	1974.5.30	損害保険代理業等	静岡県静岡市葵区追手町9-18	3,000	100	_	
有新潟県共済社	1973.7.10	損害保険代理業等	新潟県新潟市中央区万代島2-1	3,000	100	_	
何富山県水産商事	1973.4.2	損害保険代理業等	富山県富山市舟橋北町4-19	3,000	100	_	
(有)石川県共済社	1965.10.16	損害保険代理業等	石川県金沢市北安江3-1-38	3,000	100	_	
(有)福井県水協社	1969.10.29	損害保険代理業等	福井県福井市大手2-8-10	3,000	100	_	
(有)愛水共	1977.9.1	損害保険代理業等	愛知県名古屋市中区丸の内3-4-31	3,000	100	_	
(有)三水共	1969.10.30	損害保険代理業等	三重県津市広明町323-1	3,000	100	_	
(有)全水共京都	1974.5.29	損害保険代理業等	京都府舞鶴市字下安久無番地	3,000	100	_	
兵庫県水産共済(有)	1975.6.2	損害保険代理業等	兵庫県明石市中崎1-2-3	3,000	100	_	
(有)和水共	1974.6.25	損害保険代理業等	和歌山県和歌山市雑賀屋町東ノ丁30	3,000	100	_	
(有)鳥取水共社	1976.8.6	損害保険代理業等	鳥取県鳥取市青葉町3-111	3,000	100	_	
(有)島根水共社	1974.8.29	損害保険代理業等	島根県松江市御手船場町575	3,000	100	_	
(有)全水共広島	1979.9.20	損害保険代理業等	広島県広島市中区大手町2-9-6	3,000	100	_	
(有)全水共山口	1974.6.1	損害保険代理業等	山口県下関市大和町1-16-1	3,000	100	_	
(有)全水共徳島	1974.9.13	損害保険代理業等	徳島県徳島市東沖洲2-13	3,000	100	_	
(有)全水共香川	1974.6.4	損害保険代理業等	香川県高松市北浜町9-12	3,000	100	_	
(有)全水共愛媛	1974.5.28	損害保険代理業等	愛媛県松山市二番町4-6-2	3,000	100	_	
(有)全水共高知	1974.6.26	損害保険代理業等	高知県高知市本町1-6-21	3,000	100	_	
(有)全水共福岡	1974.6.11	損害保険代理業等	福岡県福岡市中央区舞鶴2-4-19	3,000	100	_	
(有)全水共佐賀	1974.9.2	損保保険代理業等	佐賀県佐賀市西与賀町厘外826-1	3,000	100	_	
(有)全水共長崎	1974.8.12	損保保険代理業等	長崎県長崎市五島町2-27	3,000	100	_	
(有)全水共熊本	1975.9.25	損害保険代理業等	熊本県熊本市西区新港1-4-15	3,000	100	_	
(有)全水共大分	1975.10.20	損害保険代理業等	大分県大分市府内町3-5-7	3,000	100	_	
(有)全水共宮崎	1974.8.19	損害保険代理業等	宮崎県宮崎市港2-6	3,000	100	_	
(有)全水共鹿児島	1974.9.25	損害保険代理業等	鹿児島県鹿児島市中央町29-1	3,000	100	_	
(有)共水連沖縄	1990.2.9	損害保険代理業等	沖縄県那覇市前島3-25-39	3,000	100	_	

●構成比については、表示単位未満を四捨五入して

表示しています。

1. 長期共済契約高

(1) 新契約高 (単位:件、百万円、%)

事業種類	2018年度				2019年度			
争未性規	件数	対前年度比	保障共済金額	対前年度比	件数	対前年度比	保障共済金額	対前年度比
普通厚生共済								
新規保障共済金額	18,892	121.5	121,776	140.5	14,542	76.9	97,457	80.0
純新規保障共済金額	18,892	121.5	88,100	120.6	14,542	76.9	71,756	81.4
医療保障共済金額	12,876	139.5	142	165.1	10,819	84.0	113	79.3
生活総合共済	11,436	67.1	135,457	69.7	9,791	85.6	121,155	89.4
合 計	30,328	93.0	223,557	83.6	24,333	80.2	192,912	86.2
漁業者老齢福祉共済	713	70.7	71	83.8	777	108.9	74	105.2

- (注) 1. 普通厚生共済の新規保障共済金額は、新契約のうち転換契約について転換後契約の死亡保障共済金額の全額を反映させた額として算出した値です。
 - 2. 普通厚生共済の純新規保障共済金額は、新契約のうち転換契約について転換後契約の保障共済金額と転換前契約の保障共済金額との差額(差額が0以下のときは0とします。)として算出した値です。
 - 3. 普通厚生共済の医療保障共済金額は、医療共済の疾病入院共済金額および生活習慣病特約・女性疾病入院特約(特定疾病入院特約を含む。)の共済金額の合計額です。
 - 4. 合計は普通厚生共済の純新規保障共済金額の値と生活総合共済の値の合計値です。
 - 5. 漁業者老齢福祉共済の件数は、員数です。
 - 6. 漁業者老齢福祉共済の保障共済金額は、基本年金額です。

(2) 保有契約高 (単位:件、百万円、%)

事業種類	2018年度				2019年度			
争未性規	件数	対前年度比	保障共済金額	対前年度比	件数	対前年度比	保障共済金額	対前年度比
普通厚生共済								
保有保障共済金額	222,775	95.3	1,284,528	95.1	214,791	96.4	1,226,854	95.5
医療保障共済金額	161,530	95.0	1,387	97.2	153,687	95.1	1,345	96.9
生活総合共済	81,128	101.4	1,020,676	100.5	81,511	100.4	1,023,982	100.3
合 計	303,903	96.8	2,305,204	97.5	296,302	97.4	2,250,837	97.6
漁業者老齢福祉共済	40,674	95.1	3,132	97.9	38,817	95.4	3,077	98.2

- (注) 1. 普通厚生共済の医療保障共済金額は、疾病入院共済金額(疾病医療特約および長期総合医療特約においては特約共済金額とし、傷害疾病保障特約においては疾病入院日額を計上)と生活習慣病特約・女性疾病入院特約(特定疾病入院特約を含む。)の共済金額の合計額です。
 - 2. 漁業者老齢福祉共済の件数は、員数です。
 - 3. 漁業者老齢福祉共済の保障共済金額は、基本年金額(年金開始後にあっては年金年額)です。

2. 短期共済契約高

(単位:件、百万円、%)

事業種類	2018年度				2019年度				
尹未怪炽	件数	対前年度比	保障共済金額	対前年度比	件数	対前年度比	保障共済金額	対前年度比	
乗組員厚生共済	157,438	97.7	1,019,548	96.4	153,884	97.7	1,013,850	99.4	
団体信用厚生共済	166	99.4	51,628	111.7	167	100.6	56,462	109.3	
火災共済	74,258	97.0	1,355,559	98.3	72,059	97.0	1,335,934	98.5	
合 計	231,862	97.4	2,426,736	97.7	226,110	97.5	2,406,246	99.1	

(注) 乗組員厚生共済の件数は、員数、団体信用厚生共済の件数は、組合数です。

3. 保障機能別保有契約高

(1) 長期共済 (単位:百万円、%)

		2018年	年度 2019年度		度
		金額	対前年度比	金額	対前年度比
	普通死亡	1,284,528	95.1	1,226,854	95.5
死亡保障	災害死亡	1,052,867	94.3	994,026	94.4
	その他	112,206	93.7	106,028	94.4
障害保障	後遺障害保障	1,000,511	95.2	952,286	95.1
入院保障	疾病入院	1,387	97.2	1,345	96.9
八門木牌	災害入院	1,236	95.3	1,180	95.4
通院保障	疾病通院	486	97.3	472	97.0
四汽木牌	災害通院	545	96.1	524	96.1
	満期保障	356,520	94.9	342,668	96.1
生存保障	生存給付保障	8,931	95.1	8,419	94.2
	年金	3,132	97.9	3,077	98.2

(単位:件、%)

	2018年度		2019年度	
	件数	対前年度比	件数	対前年度比
手術保障	169,774	95.1	161,672	95.2
先進医療保障	54,871	110.4	59,099	107.7

- (注) 1. 上表は生命共済(長期共済)の期末保有を表示しています。
 - 2. 入院保障および通院保障については、それぞれ入院日額および通院日額を表示しています。
 - 3. 入院保障の疾病入院には、生活習慣病特約・女性疾病入院特約(特定疾病入院特約を含む。)の共済金額が含まれています。

(2) 短期共済 (単位:百万円、%)

		2018年	 芰	2019年	
		金額	対前年度比	金額	対前年度比
死亡保障	普通死亡	37,538	96.7	36,202	96.4
26日本陸	災害死亡	700,396	98.5	683,414	97.5
障害保障	後遺障害保障	691,460	98.4	677,367	97.9
入院保障	災害入院	306	97.8	297	97.0
通院保障	災害通院	103	97.5	101	97.5

(単位:件、%)

	2018年	· ·	2019年	
	件数	対前年度比	件数	対前年度比
手術保障	55,836	96.9	54,164	97.0

- (注) 1. 上表は乗組員厚生共済(短期共済)の期末保有を表示しています。
 - 2. 入院保障および通院保障については、それぞれ入院日額および通院日額を表示しています。

4. 受入共済掛金

(単位:百万円、%)

古光廷和	2018年度		2019年度	
事業種類	金額	対前年度比	金額	対前年度比
●長期共済				
普通厚生共済	35,531	98.4	28,211	79.3
生活総合共済	8,124	91.7	8,134	100.1
漁業者老齢福祉共済	2,076	93.4	2,064	99.3
国民年金基金共済	3	105.8	3	102.3
計	45,736	96.9	38,413	83.9
●短期共済				
乗組員厚生共済	2,183	97.0	2,146	98.2
団体信用厚生共済	357	103.1	333	93.3
火災共済	1,451	98.1	1,448	99.8
計	3,992	97.9	3,929	98.4
合 計	49,729	97.0	42,342	85.1

⁽注)上表は、共済契約者が支払った共済掛金から組合が受け取るべき掛金を差し引いた JF 共水連が受け入れた共済掛金です。 組合が共済契約者から受け入れた共済掛金は下表に記載しています。

〔参考〕組合が共済契約者から受け入れた共済掛金

(単位:百万円、%)

古光托和	2018年	2018年度		麦
事業種類	金額	対前年度比	金額	対前年度比
●長期共済				
普通厚生共済	37,095	98.5	29,664	79.9
生活総合共済	8,820	88.4	8,781	99.5
計	45,915	96.4	38,446	83.7
●短期共済				
乗組員厚生共済	2,243	97.1	2,205	98.3
火災共済	1,566	98.1	1,561	99.6
計	3,809	97.8	3,766	98.8
合 計	49,725	96.5	42,213	84.8

5. 支払共済金

(1) 長期共済 (単位:百万円、%)

古类括粧	2018年		2019年	度
事業種類	金額	対前年度比	金額	対前年度比
●事故共済金				
普通厚生共済	8,847	92.4	8,596	97.1
生活総合共済	2,360	168.1	3,046	129.0
漁業者老齢福祉共済	106	110.7	90	85.0
計	11,314	102.2	11,733	103.6
●満期共済金				
普通厚生共済	25,828	93.2	17,055	66.0
生活総合共済	3,180	81.9	3,797	119.4
漁業者老齢福祉共済	3,539	100.1	3,465	97.9
計	32,548	92.6	24,319	74.7
●合計				
普通厚生共済	34,676	93.0	25,652	73.9
生活総合共済	5,541	104.8	6,844	123.5
漁業者老齢福祉共済	3,645	100.4	3,556	97.5
合 計	43,863	94.9	36,052	82.1

- (注) 1. 漁業者老齢福祉共済の事故共済金は、死亡給付金です。
 - 2. 漁業者老齢福祉共済の満期共済金は、支払年金額です。

(2) 短期共済 (単位:百万円、%)

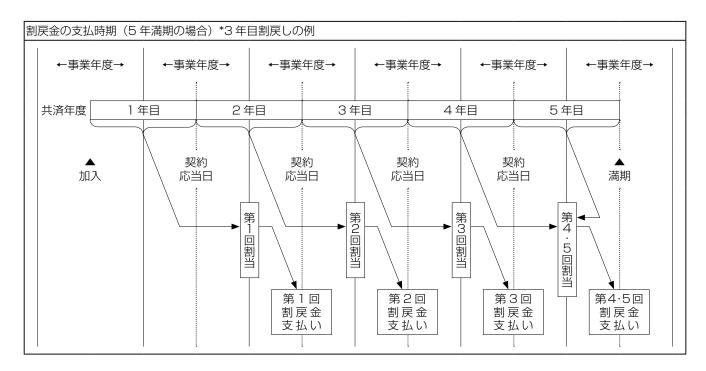
事業種類	2018年	麦	2019年度			
尹未住規	金額	対前年度比	金額	対前年度比		
●事故共済金	●事故共済金					
乗組員厚生共済	1,080	109.1	1,168	108.1		
団体信用厚生共済	186	105.8	120	64.4		
火災共済	1,458	181.5	1,153	79.0		
合 計	2,725	138.3	2,441	89.6		

6. 割戻しの状況

(1) JF 共済の長期共済における割戻金の仕組み

JF 共済では、事業収支に差益が生じた場合に、ご契約者の皆さまからいただいた共済掛金の一部をお返しするものとして、「割戻金」をお支払いしています。

この割戻金は、運用利回りの変動、共済事故の発生頻度等により増減する性質を有しています。



(2) 2020 年度に割り戻す契約者割戻金

2020 年度に割り戻す契約者割戻金

2020年度は、普通厚生共済のみ割戻金を交付します。

普通厚生共済

○通常割戻金

契約区分ごとの危険共済金額に危険差割戻率を乗じた額

例:2018年7月1日以降の終身共済契約の危険差割戻率 危険共済金額1万円あたり1円

例:2018年7月1日以降の医療共済の危険差割戻率 共済金額100円あたり8円

例:2018年7月1日以降の通院特約の危険差割戻率

共済金額 100 円あたり 2円

2019年度に割り戻した契約者割戻金

2019 年度は、普通厚生共済のみ割戻金を交付しました。 普通厚生共済

○通常割戻金

契約区分ごとの危険共済金額に危険差割戻率を乗じた額

- 例:2013年10月1日から2018年3月31日までの終身共済契約の危険差割戻率 危険共済金額1万円あたり 1円
- 例: 2013年10月1日から2018年3月31日までの医療共済の危険差割戻率 共済金額100円あたり8円
- 例: 2013年10月1日から2018年3月31日までの通院特約の危険差割戻率 共済金額100円あたり2円

2020 年度に割り戻す契約者割戻金の例示(普通厚生共済)

例 1)終身共済

30 歳加入、60 歳払込終了、年払、女性、保障共済金額 1,000 万円(主契約 100 万円、定期特約 900 万円)、医療共済 10,000 円、通院特約 5,000 円

加入年度(経過年数) 契約者割戻金 2018年度(1年) 1,900円

例 2) 養老共済

30 歳加入、20 年満期、年払、女性、保障共済金額 1,000 万円(満期共済金額 100 万円)、医療共済 10,000 円、通院特約 5,000 円加入年度(経過年数) 契約者割戻金

2018年度(1年) 1,900円

2019年度に割り戻した契約者割戻金の例示(普通厚生共済)

例 1)終身共済

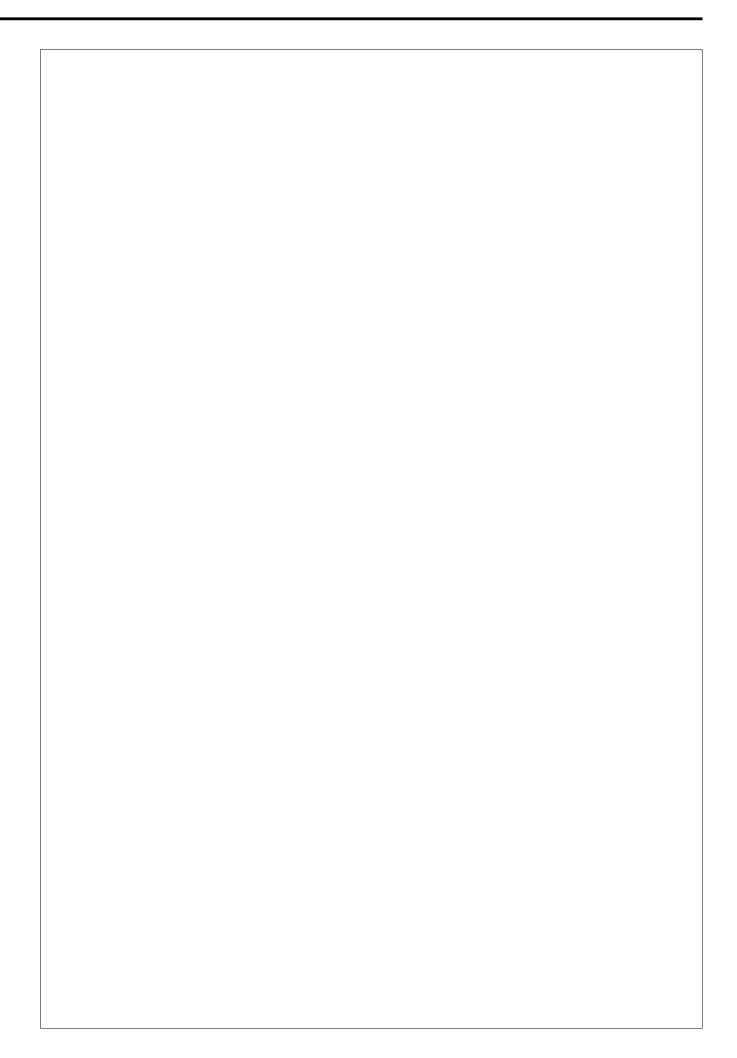
30 歳加入、60 歳払込終了、年払、女性、保障共済金額 1,000 万円(主契約 100 万円、定期特約 900 万円)、医療共済 10,000 円、通院特約 5,000 円

加入年度(経過年数) 契約者割戻金 2017年度(1年) 1,900円

例 2) 養老共済

30 歳加入、20 年満期、年払、女性、保障共済金額 1,000 万円(満期共済金額 100 万円)、医療共済 10,000 円、通院特約 5,000 円加入年度(経過年数) 契約者割戻金

2017年度(1年) 2007



1. 貸借対照表

科目	2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)
●資産の部		
現金		0
預け金	37,958	29,416
系統預け金	37,771	29,177
系統外預け金	186	238
金銭の信託	29,402	36,127
金銭債権	1,371	1,054
有価証券	372,440	366,100
国債	76,810	51,783
地方債	9,621	9,618
金融債	_	_
特別法人債	141,357	154,478
短期社債	13,999	26,999
社債	51,886	52,603
外国証券	69,954	55,102
株式	529	529
その他の有価証券	8,280	14,984
貸付金	3,706	3,440
共済契約貸付金	3,706	3,440
未収共済掛金	4,507	4,207
未収保険勘定	14	35
事業仮払金	2,679	1,285
その他資産	3,972	5,461
前払費用	32	36
未収収益	1,265	1,095
その他の資産	2,674	4,328
有形固定資産	2,964	3,107
土地	2,443	2,443
減価償却資産	2,950	2,945
減価償却累計額(控除)	△ 2,434	△ 2,478
建設仮勘定	5	195
無形固定資産	1,133	933
外部出資	1,564	1,564
系統出資	896	896
系統外出資	539	539
子会社等出資	128	128
繰延税金資産	10,478	11,030
資産の部合計	472,195	463,766

2018年度末 2019年度表	
科目 (2019年3月31日現在) (2020年3月31日	
●負債の部	
共済契約準備金 425,975 416,23	31
支払備金 4,760 3,44	16
責任準備金 419,964 411,53	36
割戻準備金 1,250 1,24	ŧ8
未払保険勘定 27 ∠	12
未払委託手数料 11 1	5
事業未払金 1 1	4
その他負債 1,878 1,71	0
未払法人税等 1,218 1,15	8
前受収益 3	3
リース債務 10 1	2
その他の負債 646 49	96
未払漁業者年金業務推進費 8	8
諸引当金 3,615 3,49	96
賞与引当金 154 15	51
退職給付引当金 3,359 3,26	37
役員退職慰労引当金 101 7	77
価格変動準備金 9,545 9,88	36
負債の部合計 441,062 431,40)6
●純資産の部	
出資金 5,309 5,31	0
利益剰余金 25,818 27,00)8
利益準備金 5,598 5,99] 7
その他利益剰余金 20,220 21,01	1
特別危険積立金 4,300 4,60	00
事業基盤整備積立金 2,758 2,98	36
特別積立金 11,170 11,70)4
当期未処分剰余金 1,991 1,72	21
(うち当期剰余金) (1,516) (1,348	3)
処分未済持分 △ 0	_]
会員資本合計 31,128 32,31	8
その他有価証券評価差額金 4 4	11
評価·換算差額等合計 4 4	11
純資産の部合計 31,132 32,35	59
負債及び純資産の部合計 472,195 463,76	36

2. 損益計算書

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
科目	(2018年4月1日から)	(2019年4月1日から)
■	【2019年3月31日まで)	(2020年3月31日まで)
●経常損益の部	68,783	E0.000
経常収益		58,289
直接事業収益	49,760	42,412
受入共済掛金 	49,729	42,342
保険金	23	52
保険返戻金	/	17
共済契約準備金戻入額	12,913	9,914
支払備金戻入額		1,314
責任準備金戻入額	12,721	8,427
割戻準備金戻入額	191	172
財産運用収益	5,656	5,452
利息及び配当金収入	4,232	3,731
預金利息	90	62
有価証券利息配当金	3,963	3,508
貸付金利息	177	160
その他の利息及び配当金	0	0
金銭の信託運用益	1,009	1,229
売買目的有価証券運用益	<u> </u>	
金銭債権収益	30	24
有価証券売却益	88	101
その他の運用収益	295	364
その他経常収益	452	510
受入国庫補助金	200	200
受取出資配当金	48	48
その他の経常収益	204	261
経常費用	66,413	56,112
直接事業費用	59,021	49,454
支払共済金	46,588	38,494
支払返戻金	11,425	9,933
割戻金	195	175
保険料	812	851
—————————————————————————————————————	623	1
支払準備金繰入額	621	_
割戻金積立利息繰入額	1	1
財産運用費用	297	498
売買目的有価証券運用費	116	159
有価証券償還損	23	
その他の運用費用	157	338
	328	341
委託手数料	308	303
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~		(つづく)

110	2018年度	2019年度	
科目	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	
	5,317	5,071	
人件費	2,945	2,790	
旅費交通費	209	199	
業務費	1,437	1,391	
諸税負担金	119	129	
施設費	430	410	
減価償却費	136	116	
雑費	38	32	
その他経常費用	517	441	
漁業者年金業務推進費	32	33	
寄付金	0	1	
事業基盤整備費	475	372	
その他の経常費用	7	33	
経常利益	2,369	2,177	
●特別損益の部			
特別利益	0	1	
業務用固定資産処分益	0	1	
特別損失	1	0	
業務用固定資産処分損	1	0	
税引前当期剰余金	2,368	2,179	
法人税、住民税及び事業税	1,253	1,228	
法人税等調整額	△ 570	△ 565	
割戻準備金繰入額	169	168	
当期剰余金	1,516	1,348	
当期首繰越剰余金	0	0	
事業基盤整備積立金取崩額	475	372	
当期未処分剰余金	1,991	1,721	

(つづく)

3. 注 記 表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 有価証券等の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券(金銭債権および外部出資の中の有価証券を含む。)の評価は、以下により行っております。
 - ① 「売買目的有価証券」として区分した有価証券の評価は、時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。
 - ② 「満期保有目的の債券」として区分した有価証券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。
 - ③ 「子会社株式および関連会社株式」として区分した有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。
 - ④ 「責任準備金対応債券」として区分した有価証券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。

なお、責任準備金対応債券とは、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上および監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号平成12年11月16日)」に準じた債券であります。

- ⑤ 「その他有価証券」として区分した有価証券の評価は、時価のあるものについては時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、「その他有価証券」の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産は、決算日の為替相場により円換算しております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、役員退任慰労金支給内規にもとづき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。

(4) 価格変動準備金

価格変動準備金は、「水産業協同組合法」第 15 条の 12 の規定にもとづく準備金であり、「水産業協同組合法施行規則」 第 63 条の規定にもとづき計上しております。 5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税込経理方式によっております。

6. 注記表に記載した金額の端数処理の方法

注記表に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

7. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

責任準備金の積立方法は、以下のとおりであります。

責任準備金は、「水産業協同組合法」および「水産業協同組合法施行規則」の規定にもとづく準備金であります。共済掛金積立金については、「水産業協同組合法施行規則」第58条第1項の規定にもとづき、平準純共済掛金式により計算しております。未経過共済掛金については、「水産業協同組合法施行規則」第58条第2項の規定にもとづき積立てていますが、火災共済および生活総合共済については、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額又は当該事業年度における収入共済掛金の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金および返戻金並びに支払備金の額の合計額を差し引いて得た額のいずれか大きい額を積立てております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、71百万円(うち、当期圧縮額は18百万円)であります。

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機およびその周辺機器の一部等についてはリース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産

担保に供している資産は、農林中央金庫との当座勘定貸越約定における当座借越に係る有価証券 11,010 百万円であります。

4. 貸付有価証券

消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、34,403百万円であります。

5. 子会社の株式および子会社の持分の総額

子会社の株式および子会社の持分の総額は、128百万円であります。

6. 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額は、1百万円であります。なお、子会社に対する金銭債務はありません。

- 7. 再保険契約に係る責任準備金および支払備金
 - (1)「水産業協同組合法施行規則」第59条に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金の額は、73百万円であります。
 - (2)「水産業協同組合法施行規則」第61条第3項において準用する第59条に規定する再保険に付した部分に相当する支払 備金の額は、0百万円であります。

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

子会社との取引による収益の総額は689百万円、費用の総額は1百万円であります。

2. 金銭の信託に係る運用収益および運用費用

金銭の信託に係る運用収益および運用費用は、相殺して金銭の信託運用益に表示しております。

3. 売買目的有価証券に係る運用収益および運用費用

売買目的有価証券に係る運用収益および運用費用は、相殺して売買目的有価証券運用費に表示しております。

4. 有価証券売却益の内訳

有価証券売却益は、国債 99 百万円、社債 2 百万円であります。

V. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取り組み方針

本会は生命共済と損害共済の両分野の共済事業を行っており、予定利率固定型の長期共済が主力であることから、資金の大半を長期の固定資金が占めております。このため、毎年度積み増す責任準備金に対応させた責任準備金対応債券を中心に、安定的な収益を確保すべく、長期の負債特性に応じた中長期的な観点で運用に取り組んでおります。

具体的には、金融資産の大半について、公社債を中心とした有価証券で運用し、長期安定収益基盤の構築・確保に努める とともに、収益性向上に向けて金銭の信託運用にも取り組む中、資産の健全化・収益性の向上に向けたポートフォリオの改 善をはかっております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

本会が保有する金融資産は、国債および財投機関債を中心とした公社債、外国証券などであり、その大部分を満期保有目的の債券および責任準備金対応債券として保有しております。金銭の信託については、国内投資信託および外国投資信託などがあります。

また、これらは、与信先の信用リスク並びに金利・市場価格の変動リスクおよび為替リスクなどの市場リスクにさらされております。

デリバティブ取引では、現物資産運用を補完する目的で、選択権付債券売買取引、債券先物取引および為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

本会は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程等を定め、リスクの管理を行っております。

また、各リスクの状況については、リスク管理部門が、定期的にリスク管理委員会等に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

本会は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部門において、信用状況や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

また、特定の与信先に対する過度の与信集中を排除することを目的とした与信限度額設定による管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

財務運用部門は、理事会で決定した財産運用規程および年次の財産運用方針等にもとづき、財務運用会議において、月次の財産運用方針を定め、運用を行っております。

また、リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領にもとづき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の把握や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っております。

デリバティブ取引は、資産運用の効率化を図る観点から、リスクヘッジなど現物資産運用を補完する目的で活用しており、収益の獲得を目的とする投機的取引は行わないこととしております。取引については、財務管理部門が取引内容について外部証憑との照合による確認を実施するなど、財務運用部門に対する牽制が働く体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握すること が極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません((注 2)参照)。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	29,416	29,418	1
(2) 金銭の信託	36,127	36,127	_
(3) 金銭債権	1,054	1,137	82
満期保有目的の債券	1,054	1,137	82
(4) 有価証券	358,932	371,992	13,060
① 売買目的有価証券	9,382	9,382	_
② 満期保有目的の債券	198,805	208,932	10,127
③ 責任準備金対応債券	149,841	152,717	2,876
④ その他有価証券	902	959	56
(5) 貸付金	3,440	3,440	_
(6) 未収共済掛金	4,207	4,207	_
資産計	433,178	446,324	13,145

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預け金

満期のない預金および満期が 1 年以内の預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期が 1 年超の預金については、期間にもとづく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 金銭の信託、金銭債権および有価証券

金銭の信託について、債券は取引金融機関から提示された価格、投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された基準価額、株式は取引所の価格によっております。

金銭債権について、取引金融機関から提示された価格によっております。

有価証券の時価について、債券は取引所の価格、業界団体が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格、株式は取引金融機関から提示された価格、投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された基準価額によっております。

(3)貸付金

共済契約貸付金は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等を考慮すると時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 未収共済掛金

未収共済掛金については短期間(概ね 1 ヶ月以内)で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
外部出資(※ 1)	1,564 百万円
株式 (※ 2)	529 百万円
その他の有価証券(※3)	6,581 百万円

- (※ 1) 外部出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式および出資金であり、時価開示の対象とはしておりません。
- (※ 2) 株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式であり、時価開示の対象とはしておりません。
- (※3) その他の有価証券のうち、組合財産が非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されている出資金については、時価開示の対象とはしておりません。

Ⅱ一財務諸表

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1 預け金	28,861	555		
		333		1.007
2 金銭債権	17	_	_	1,037
満期保有目的の債券	17		_	1,037
3 有価証券	32,892	74,080	52,390	197,771
(1)満期保有目的の債券	16,700	33,950	18,400	130,980
①国債	_	15,000	_	30,500
②地方債	_	_	100	1,200
③特別法人債	_	300	1,300	83,180
④短期社債	12,000	_	_	_
⑤社債	500	8,800	9,700	13,100
⑥外国証券	4,200	9,850	7,300	3,000
(2) 責任準備金対応債券	16,192	38,600	28,400	66,427
①国債	_	5,000	1,000	300
②地方債	_	5,500	2,800	_
③特別法人債	492	2,000	4,700	63,627
④短期社債	15,000	_	_	_
⑤社債	_	9,800	9,100	500
⑥外国証券	700	16,300	10,800	2,000
(3) その他有価証券	_	1,530	5,590	363
その他の有価証券	_	1,530	5,590	363
合 計	61,771	74,635	52,390	198,809

VI. 有価証券に関する注記

- 1. 時価のある有価証券
 - (1) 金銭の信託は、売買目的で保有しており、貸借対照表計上額は36,127百万円、当期の損益に含まれた評価差額は745百万円であります。
 - (2) 時価のある有価証券の時価額および差額に関する事項は、以下のとおりであります。
 - ① 売買目的有価証券の貸借対照表計上額は9,382百万円、当期の損益に含まれた評価差額は△479百万円であります。

② 満期保有目的の債券の種類別の時価額等は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
	(1)金銭債権	1,054	1,137	82
	(2) 国債	45,480	51,306	5,825
	(3)地方債	1,301	1,374	72
時価が貸借対照表計上額を	(4)特別法人債	75,067	78,527	3,460
超えるもの	(5)短期社債	999	999	0
	(6) 社債	23,048	24,139	1,091
	(7)外国証券	15,673	16,094	421
	小計	162,626	173,580	10,954
	(1)金銭債権	_	_	_
	(2) 国債	_	_	_
	(3)地方債	_	_	_
時価が貸借対照表計上額を	(4)特別法人債	8,369	8,283	△ 86
超えないもの	(5)短期社債	10,999	10,999	△0
	(6) 社債	9,163	9,050	△113
	(7)外国証券	8,700	8,155	△ 544
	小計	37,233	36,489	△ 744
合 計		199,859	210,070	10,210

③ 責任準備金対応債券の種類別の時価額等は、以下のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
	(1) 国債	6,302	6,667	364
	(2)地方債	8,316	8,482	165
 時価が貸借対照表計上額を	(3)特別法人債	51,836	52,852	1,015
	(4)短期社債	_	_	_
超えるもの	(5) 社債	19,380	19,985	604
	(6)外国証券	26,500	27,440	940
	小計	112,336	115,427	3,091
	(1) 国債	_	_	_
	(2)地方債	_	_	_
 時価が貸借対照表計上額を	(3)特別法人債	19,204	19,072	△ 131
	(4) 短期社債	14,999	14,999	△0
超えないもの	(5) 社債	_	_	_
	(6)外国証券	3,300	3,217	△82
	小計	37,504	37,289	△214
合 計		149,841	152,717	2,876

④ その他有価証券の種類別の時価額等は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価	その他の有価証券	170	239	69
又は償却原価を超えるもの	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	170	200	09
貸借対照表計上額が取得原価	その他の有価証券	732	720	△ 12
又は償却原価を超えないもの	「こり他の有価証分	752	720	\\ \times 12
合 計		902	959	56

なお、上記の評価差額 56 百万円から、繰延税金負債 15 百万円を差し引き、その他有価証券評価差額金に 41 百万円を 計上しております。

- 2. 当期中に売却した満期保有目的の債券、責任準備金対応債券およびその他有価証券
 - (1) 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 - (2) 当期中に売却した責任準備金対応債券の売却原価、売却額および売却損益は以下のとおりであります。

 売却原価
 売却額
 売却益
 売却損

 490百万円
 589百万円
 99百万円
 一百万円

(3) 当期中に売却したその他有価証券の売却額および売却損益は以下のとおりであります。

 売却額
 売却益
 売却損

 115百万円
 2百万円
 一百万円

3. 保有目的区分を変更した満期保有目的の債券

当期中に保有目的区分を変更した満期保有目的の債券はありません。

VII. 退職給付に関する注記

- 1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。 退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

- (2) 確定給付制度
 - ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金3,359 百万円退職給付費用235 百万円退職給付の支払額△327 百万円期末における退職給付引当金3,267 百万円

② 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務3,267 百万円貸借対照表に計上された負債と資産の純額3,267 百万円退職給付引当金3,267 百万円貸借対照表に計上された負債と資産の純額3,267 百万円

③ 退職給付に関連する損益

退職給付費用235 百万円簡便法で計算した退職給付費用235 百万円

- 2. 厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法 律附則第57条第1項に規定する額
 - (1) 厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条第1項に規定する存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、40百万円であります。
 - (2) 翌事業年度以降において負担することが見込まれる前号の特例業務負担金の総額は、464百万円であります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳は以下のとおりであります。

繰延税金資産

共済契約準備金	7,199 百万円
価格変動準備金	2,760 百万円
退職給付引当金	912百万円
その他有価証券評価差額金	3 百万円
その他	195 百万円
繰延税金資産小計	11,071 百万円
評価性引当額	△21 百万円
繰延税金資産合計	11,049 百万円
繰延税金負債	

△ 19 百万円 その他有価証券評価差額金 繰延税金負債合計 △ 19 百万円 繰延税金資産の純額 11,030百万円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 30.41%との間の主要な差異は、以下のとおりでありま

7 0	
	(単位:%)
法定実効税率	27.91
(調整)	
評価性引当額の増減	△ 0.30
交際費の損金不算入額	1.30
受取配当金等の益金不算入額	△ 0.35
住民税等の均等割	2.51
割戻準備金繰入	△2.15
税率変更による期末繰延税金資産の	増額修正 0.18
その他	1.31
税効果会計適用後の法人税等の負担	率 30.41

以. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. その他の注記

「責任準備金対応債券」については、共済契約の特性等に応じて小区分を設定し、理事会において決定された財産運用方針等 にもとづき、当該小区分毎に責任準備金対応債券のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)と責任準備金のデュレ ーションが定められた範囲となるよう管理しております。

4. 剰余金処分計算書

科目	2018年度	2019年度
1. 当期未処分剰余金	1,991	1,721
2. 剰余金処分額	1,991	1,720
(1) 利益準備金	399	345
(2)任意積立金	1,434	1,216
(うち特別危険積立金)	(300)	(100)
(うち事業基盤整備積立金)	(600)	(700)
(うち特別積立金)	(534)	(416)
(3) 出資配当金	158	159
3. 次期繰越剰余金	0	0

- (注) 1. 出資配当率は、年3.0%の割合です。
 - 2. 利益準備金とは、水協法などにより、「出資総額の2倍に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の5分の1に 相当する金額以上の金額を準備金として積み立てる」とされているものです。
 - 3. 特別危険積立金とは、通常の予測を超える異常事故等が発生した場合の共済金の支払いおよび責任準備金の不足額のて ん補に備えるため、特別危険積立金規程にもとづき計上している目的積立金です。
 - 4. 事業基盤整備積立金とは、事業基盤の整備・強化のため、事業基盤整備積立金規程にもとづき計上している目的積立金 です。

1. 資産運用に関する指標

(1) 運用資産明細 (単位:百万円、%)

区分	20	2018年度末		2019年度末		
	金額	構成比	増減	金額	構成比	増減
預け金	37,958	8.5	△ 383	29,416	6.7	△ 8,541
金銭の信託	29,402	6.6	1,500	36,127	8.3	6,725
金銭債権	1,371	0.3	△ 342	1,054	0.2	△316
有価証券	372,440	83.7	△ 11,451	366,100	83.9	△ 6,339
貸付金	3,706	0.8	△ 375	3,440	0.8	△ 265
合 計	444,878	100.0	△ 11,051	436,140	100.0	△ 8,738

(単位:百万円)

(2) 運用資産平均残高・運用利回り

(2) 運用資産平均死	浅高・運用利回り		(単位:百万円、%)	
VΔ	2018	3 年度	2019 年度	
区分	平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
預け金	39,631	0.22	42,223	0.14
金銭の信託	28,009	3.60	30,241	4.06
金銭債権	1,540	1.97	1,207	2.06
有価証券	379,127	1.06	364,805	0.95
貸付金	3,913	4.54	3,608	4.44
合 計	452,221	1.18	442,097	1.12

(3) 財産運用収益明細

区分	2018年度	2019年度
利息及び配当金収入	4,232	3,731
預金利息	90	62
有価証券利息配当金	3,963	3,508
貸付金利息	177	160
その他の利息及び配当金	0	0
金銭の信託運用益	1,009	1,229
売買目的有価証券運用益	_	_
金銭債権収益	30	24
有価証券売却益	88	101
有価証券評価益	_	_
有価証券償還益	_	_
金融派生商品収益	_	_
その他の運用収益	295	364
合 計	5,656	5,452

(4) 財産運用費用明細

区分	2018年度	2019年度	
金銭の信託運用費	_	_	
売買目的有価証券運用費	116	159	
金銭債権運用費	_	_	
有価証券売却損	_	_	
有価証券評価損	_	_	
有価証券償還損	23	_	
金融派生商品費用	_	_	
その他の運用費用	157 338		
合 計	297	498	

(5) 有価証券の運用明細

(5) 有価証券の運用		(単位:百万円、%)			
VΔ	2018年	度末	2019 年度末		
区分	金額	構成比	金額	構成比	
国債	76,810	20.6	51,783	14.1	
地方債	9,621	2.6	9,618	2.6	
金融債	_	_	_	-	
特別法人債	141,357	38.0	154,478	42.2	
短期社債	13,999	3.8	26,999	7.4	
社債	51,886	13.9	52,603	14.4	
外国証券	69,954	18.8	55,102	15.1	
株式	529	0.1	529	0.1	
その他の有価証券	8,280	2.2	14,984	4.1	
合 計	372,440	100.0	366,100	100.0	

(単位:百万円)

(単位:百万円)

(6) 株式業種別内訳

区分	2018年度末	2019年度末
製造業	529	529
輸送用機器	529	529
非製造業	_	_
合 計	529	529

(7) 有価証券残存期間別明細

【2018年度末】 (単位:百万円)

区分	1 年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	合計
国債	24,522	15,046	6,007	31,233	76,810
地方債	_	_	8,319	1,302	9,621
金融債	_	-	-	_	_
特別法人債	219	_	7,042	134,095	141,357
短期社債	13,999	_	_	_	13,999
社債	1,602	10,163	27,327	12,794	51,886
外国証券	17,009 28,844 20,100		4,000	69,954	
株式	_	_	-	529	529
その他の有価証券	1,002	1,076	3,753	2,448	8,280
合 計	58,356	55,130	72,549	186,403	372,440

⁽注) 10年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

【2019年度末】

区分	1 年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10 年超	合計
国債	_	20,042	994	30,746	51,783
地方債	_	5,505	2,912	1,200	9,618
金融債	_	_	_	_	_
特別法人債	492	2,304	6,063	145,617	154,478
短期社債	26,999	_	-	_	26,999
社債	500	18,645	18,873	14,584	52,603
外国証券	4,900	27,091	18,110	5,000	55,102
株式	_	_	_	529	529
その他の有価証券	_	1,599	5,578	7,806	14,984
合 計	32,893	75,189	52,533	205,484	366,100

⁽注) 10 年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

(8) 貸付金明細 (単位:百万円、%)

· · / - / - / - / - / - / - / - / - / -						
区分	2018	年度末	2019年度末			
区刀	金額	構成比	金額	構成比		
共済契約貸付金	3,706	100.0	3,440	100.0		
うち共済証書貸付金	3,176	85.7	2,980	86.6		
うち共済振替貸付金	529	14.3	460	13.4		
合 計	3,706	100.0	3,440	100.0		

(9) 海外投融資明細

(9) 海外投融資明細	(9)海外投融資明細 (単位:百万円、9								
区分	2018年	 度末	2019年	度末					
运 力	金額	構成比	金額	構成比					
外貨建資産	_	-	_	_					
公社債	_	_	_	_					
株式	_	-	_	-					
現預金・その他	_	_	_	_					
円貨額が確定した外貨建資産	_	_	_	_					
公社債	_	_	_	_					
現預金・その他	_	_	_	_					
円貨建資産	69,954	100.0	55,102	100.0					
貸付金	_	_	_	_					
公社債(円建外債)	69,954	100.0	55,102	100.0					
合 計	69,954	100.0	55,102	100.0					

(10) 海外投融資地域別内訳

(単位:百万円、%)

	区分		ヨーロッパ	北米	中南米	中東	アフリカ	アジア	オセアニア	国際機関	合計	
		金額		27,709	500	12,600	7,100	8,000	14,044	<u> </u>	_	69,954
		(構反	划比)	(39.6)	(0.7)	(18.0)	(10.1)	(11.4)	(20.1)	_	_	(100.0)
0	方価証券	債券	金額	27,709	500	12,600	7,100	8,000	14,044	_	_	69,954
1 8	1 有価証券	分 限分	(構成比)	(39.6)	(0.7)	(18.0)	(10.1)	(11.4)	(20.1)	_	_	(100.0)
_		外国株式等	金額	_	-	-	_	_	_	_	_	_
年度末			(構成比)	-	-	-	_	_	_	_	_	_
	貸付金	金	額	_	-	-	_	_	-	_	_	_
	貝门亚	(構瓦	 比)	_	-	-	_	_	_	_	_	_

		区分		ヨーロッパ	北米	中南米	中東	アフリカ	アジア	オセアニア	国際機関	合計
		金額(構成比)		20,810	1,600	7,700	7,100	8,000	9,890	<u> </u>	_	55,102
				(37.8)	(2.9)	(14.0)	(12.9)	(14.5)	(17.9)	_	_	(100.0)
0	去海武光	西証券 債券	金額	20,810	1,600	7,700	7,100	8,000	9,890	_	_	55,102
9	有Ш証分		(構成比)	(37.8)	(2.9)	(14.0)	(12.9)	(14.5)	(17.9)	<u> </u>	_	(100.0)
_		外国株式等	金額	_	_	_	_	_	_	_	_	_
年度末	度		(構成比)	-	-	_	_	_	_	_	_	_
	貸付金	金	額	-	-	_	_	_	_	_	_	_
		(構反	 戊比)	-	-	-	_	-	_	<u> </u>	_	_

Ⅲ—運用資産諸表

(11) 海外投融資運用利回り

(単位:%)

区分	2018年度	2019年度
海外投融資運用利回り	1.61	1.43

(12) その他

①運用不動産

2018年度および2019年度において、運用不動産は保有していません。

②特別勘定資産

特別勘定は設定していません。

③貸倒引当金および貸付金償却

2018年度および2019年度において、貸倒引当金および貸付金償却は計上していません。

2. 運用資産の時価情報

(1) 有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価指益

①売買目的有価証券の評価損益							
	2018	年度末	2019 年度末				
区分	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益			
売買目的有価証券	5,328	△ 207	9,382	△ 479			

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のある						るもの)			(単位	: 百万円)
		20	18年度末				20	19年度末		
区分	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	218,381	231,809	13,427	13,494	67	199,859	210,070	10,210	10,954	744
責任準備金対応債券	142,566	147,093	4,527	4,538	11	149,841	152,717	2,876	3,091	214
その他有価証券	1,058	1,064	6	6	0	902	959	56	69	12
公社債	1,058	1,064	6	6	0	902	959	56	69	12
株式	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-
その他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
合計	362,007	379,967	17,960	18,040	79	350,603	363,747	13,143	14,114	971
公社債	360,635	378,494	17,858	17,938	79	349,549	362,609	13,060	14,031	971
株式	_	-	_	_	_	_	_	-	-	-
その他	1,371	1,473	101	101	_	1,054	1,137	82	82	_

(注) 有価証券のほか、金銭債権を含みます。

③時価のない有価証券

③時価のない有価証券		(単位:百万円)
区分	2018年度末	2019年度末
区刀	帳簿価額	帳簿価額
満期保有目的の債券		_
責任準備金対応債券	_	_
その他有価証券	6,470	7,111
合 計	6,470	7,111

(2) 金銭の信託の時価情報

①金銭の信託 (単位:百万円)

	2018年度末		2018年度末 2019年度末			
区分	貸借対照表 計上額	時価額	差損益	貸借対照表 計上額	時価額	差損益
金銭の信託	29,402	29,402	_	36,127	36,127	-

②売買目的有価証券の金銭の信託

(単位:百万円)

	2018	年度末	2019年度末		
区分	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	
売買目的有価証券	29,402	1,522	36,127	745	

③満期保有目的の債券・責任準備金対応債券・その他有価証券の金銭の信託

(単位:百万円)

区分	2018年度末		2019年度末			
区刀	帳簿価額	時価	差損益	帳簿価額	時価	差損益
満期保有目的の債券	_	_	_	_	_	_
責任準備金対応債券	_	_	_	_	_	_
その他有価証券	_	_	_	_	_	_

(3) デリバティブ取引の状況

①取引の内容

JF 共水連が利用しているデリバティブ取引は、次のとおりです。

通貨関連:為替予約取引

債券関連: 債券先物取引、選択権付債券売買取引

②取組方針

資金運用の効率化をはかる観点から、リスクヘッジなど現物資産運用を補完する目的でデリバティブ取引を活用しており、収益の獲得を目的とする投機的な取引は行わないこととしております。

③リスクの内容

JF 共水連が利用しているデリバティブ取引については、市場リスク(金利変動リスク)および信用リスク(取引相手先の倒産等により、契約不履行に陥るリスク)があります。

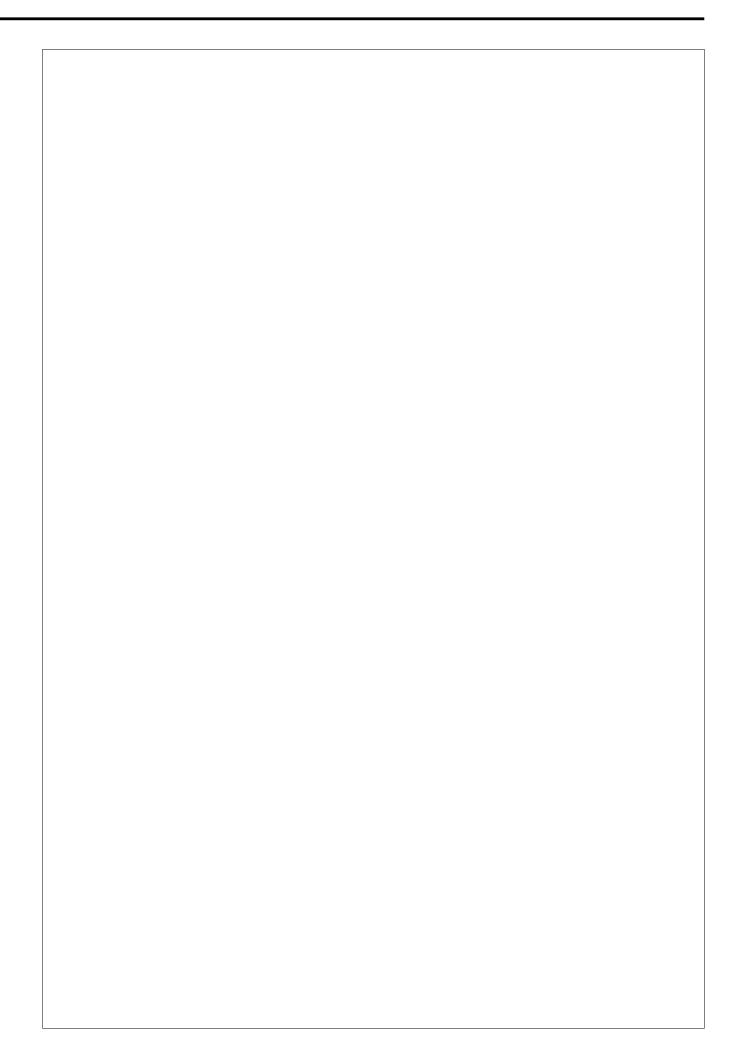
市場リスクについては、現物購入の補完およびリスクヘッジを目的としているため、限定的と考えております。また、信用リスクについても、信用度の高い取引先を相手としていることから、契約が履行されないリスクは小さいものと考えております。

④リスク管理体制

デリバティブ取引の目的および種類ごとに取引額や取引期間等を管理するとともに、事務部門が取引内容について外部証憑との照合による確認を実施しており、投資執行部門に対する牽制が働く体制としております。なお、取引にあたっては全ての取引について、残高および損益状況を把握するとともに、定期的にリスク管理委員会に報告する体制となっております。

(4) デリバティブ取引の時価情報

2018年度および2019年度において期末残高はありません。



Ⅳ—経営諸指標

1. 新契約平均共済金額

(単位:千円)

	普通厚生共済		生活総合共済	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
主契約共済金額	1,364	1,162	_	_
保障共済金額	6,445	6,701	11,847	12,373

(注) 上表は JF 共済の代表的共済制度である普通厚生共済および生活総合共済について記載しています。 (以下 2 \sim 6 についても同じ)

2. 新契約率

(単位:%)

	普通厚生共済		生活総合共済	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
件数	8.08	6.53	14.30	12.07
保障共済金額	9.02	7.59	13.36	11.87

(注) 新契約の伸長率をみるための指標で、次の算式により計算されます。 新契約率 = 新契約 ÷ 期首保有契約

3. 保有契約平均共済金額

(単位:千円)

	普通厚生共済		生活総	合共済
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
主契約共済金額	1,600	1,595	_	_
保障共済金額	5,766	5,711	12,581	12,562

4. 純増加率

(単位:%)

	普通厚生共済		生活総合共済	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
件数	△ 4.67	△ 3.58	1.41	0.47
保障共済金額	△ 4.80	△ 4.49	0.59	0.32

(注) 事業年度期首の契約にくらべ期末の契約がどのくらい増えたかをみるための指標で、次の算式により計算されます。 純増加率 = (期末保有契約 – 期首保有契約) ÷ 期首保有契約

5. 解約・失効率

(単位:%)

	普通厚生共済		生活総合共済	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
件数	4.48	4.01	5.48	4.78
保障共済金額	6.10	5.67	5.67	5.03

(注)事業年度期首の契約等のうちの解約や失効(契約の効力が失われること)の契約の割合をみるための指標で、次の算式により計算されます。

解約 · 失効率 = (解約 + 本年度失効 - 復活) ÷ (期首保有 + 月払新契約)

6. 月払契約の新契約平均共済掛金

(単位:円)

区分	2018年度	2019年度
月払契約の新契約平均共済掛金	142,157	140,420

- (注 1) 普通厚生共済および生活総合共済の掛金より算出しています。
- (注2) 共済掛金は月払契約における1年間に払い込まれる額としております。

7. 死亡率・罹災損害率

普通厚生共済 (単位:‰)

	2018年度	2019年度
死亡率	3.53	3.53

(注) 事業年度内の事故により消滅した契約高の割合をみるための指標で、次の算式により計算されます。 死亡率 = 事故消滅保障共済金額 ÷ 経過保障共済金額

生活総合共済

(単位:‰)

	2018年度	2019年度
罹災損害率	0.13	0.41

(注)事業年度内の事故により消滅した契約高の割合をみるための指標で、次の算式により計算されます。 罹災損害率 = 事故消滅保障共済金額 ÷ 経過保障共済金額

8. 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

(単位:百万円、%)

項目	2018年度末	2019年度末
支払余力(ソルベンシー・マージン)総額 (A)	77,807	80,933
リスクの合計額 (B)	10,145	10,953
支払余力 (ソルベンシー・ マージン) 比率 (A) (1/2) × (B) × 100	1,533.7	1,477.8

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率の明細

		2018年	2019年 度末	増減
(1)	支払余力の総額 (=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)	77,807	80,933	3,126
	① 純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。)	30,969	32,159	1,189
	② 価格変動準備金	9,545	9,886	341
	③ 異常危険準備金	24,286	25,339	1,053
	④ 一般貸倒引当金	0	0	0
	⑤ その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の90%(負値の場合は100%)	5	51	45
	⑥ 土地の含み損益の 85% (負値の場合は 100%)	△ 593	△ 455	137
	⑦ 上記に準ずるものの額 $(=(a) + (b) + (c) + (d) - (e))$	13,594	13,952	358
	(a) 共済掛金積立金等余剰部分	5,982	6,013	31
	(b) 契約者割戻準備金未割当部分	0	0	0
	(c) 税効果相当額	7,612	7,939	326
	(d) 負債性資本金調達手段等	0	0	0
	(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額(-)	0	0	0
	⑧ 繰延税金資産の不算入額(一)	0	0	0
(2)	リスクの合計額 (= [(R ₁) ² + (R ₃ +R ₄) ²] ¹ +R ₂ +R ₅)	10,145	10,953	807
	R ₁ 一般共済リスク相当額	2,522	2,460	△ 62
	R ₂ 巨大災害リスク相当額	2,930	2,967	36
	R ₃ 予定利率リスク相当額	1,678	1,500	△ 177
	R ₄ 資産運用リスク相当額	4,824	5,827	1,002
	R ₅ 経営管理リスク相当額	239	255	15
(3)	支払余力比率 (=(1)/((2)×1/2))	1,533.7%	1,477.8%	△ 55.9%

9. 再保険実施状況

(1) 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位:社)

	2018年度	2019年度
再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	22	20

(2) 支払再保険料に占める上位5社の割合

(単位:%)

	2018年度	2019年度
支払再保険料上位 5 社の割合	81.1	83.6

(3) 格付区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

格付区分	2018年度	2019年度
A以上	100.0	100.0
BBB以上	0.0	0.0
その他(格付けなし、不明等)	0.0	0.0
計	100.0	100.0

- (注) 1. S&P 社の格付けによります。
 - 2. S&P 社の格付けがない場合は、AM Best 社の格付けを使用しています。 この場合、A-以上は「A以上」、<math>B+以上は「BBB以上」、<math>B+未満は「その他」に区分しています。

(4) 未収再保険金の額

	2018年度	2019年度
未収再保険金	8	21

Ⅴ─その他諸表

1. 固定資産明細

	取得価額					減価償却		
種類	2019 年度 当期首残高	2019 年度 増加額	2019 年度 減少額	2019 年度 当期末残高(A)	2019 年度 償却額	累計額(B)	簿価(A)-(B)	
土地	2,443	_	_	2,443	_	_	2,443	
減価償却資産	2,950	16	20	2,945	61	2,478	467	
建設仮勘定	5	208	18	195	_	_	195	
無形固定資産	1,133	229	429	933	398	_	933	
合計	6,533	454	469	6,519	459	2,478	4,041	

- (注) 1. 減価償却資産には、建物、建物付属設備、什器備品等が該当します。
 - 2. 無形固定資産には、電話加入権、借地権、ソフトウェア等が該当します。
 - 3. JF共水連所有の施設は次表のとおりです。

名称	所在地
本所	東京都千代田区内神田 1-1-12
職員寮	埼玉県川越市砂新田 3-22-1
青森支店	青森県青森市安方 1-1-32
秋田支店	秋田県秋田市山王 3-8-15
福島支店	福島県いわき市中央台飯野 4-3-1
新潟支店	新潟県新潟市中央区万代島 2-1
石川支店	石川県金沢市北安江 3-1-38
三重県事務所	三重県津市広明町 323-1
鳥取県事務所	鳥取県鳥取市青葉町 3-111
広島県事務所	広島県広島市中区大手町 2-9-6
香川支店	香川県高松市北浜町 9-12
福岡支店	福岡県福岡市中央区舞鶴 2-4-19
佐賀支店	佐賀県佐賀市西与賀町厘外 826-1
長崎県事務所対馬支所	長崎県対馬市厳原町国分 1258
熊本支店	熊本県熊本市西区新港 1-4-15
大分県事務所	大分県大分市府内町 3-5-7
沖縄支店	沖縄県那覇市前島 3-25-39

2. 外部出資明細

(単位:百万円)

出資先	2019 年度 当期首残高	2019 年度 増加額	2019 年度 減少額	2019年度 当期末残高
系統				
農林中央金庫	706	_	_	706
JF全漁連	189	_	_	189
計	896	_	_	896
系統外				
(株)DSR	40	_	_	40
共栄火災海上保険㈱	499	_	_	499
計	539	_	_	539
子会社等				
㈱北海道水共社他 35 社	128	_	_	128
合計	1,564	_		1,564

3. 共済契約準備金明細

種類	支払備金		責任準備金		割戻塗	準備金
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
●生命共済部門						
普通厚生共済	3,728	2,320	310,582	303,811	1,119	1,142
乗組員厚生共済	287	347	1,076	1,063	_	_
団体信用厚生共済	6	7	60	61	_	_
漁業者老齢福祉共済	300	274	53,481	51,836	130	105
国民年金基金共済	_	_	3	3	_	_
●損害共済部門						
火災共済	92	60	2,842	3,082	_	_
生活総合共済	345	435	51,916	51,678	_	-
合計	4,760	3,446	419,964	411,536	1,250	1,248

4. 責任準備金明細

(単位:百万円)

種類	未経過共	未経過共済掛金 共済掛金積立金 異常危険準備		共済掛金積立金		食準備金
生块	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
●生命共済部門						
普通厚生共済	21,614	20,183	281,044	275,478	7,924	8,149
乗組員厚生共済	836	827	_	_	240	235
団体信用厚生共済	29	27	_	_	30	33
漁業者老齢福祉共済	681	682	51,253	49,606	1,547	1,547
国民年金基金共済	_	_	3	3	0	0
●損害共済部門						
火災共済	919	920	_	_	1,922	2,162
生活総合共済	11,013	11,328	28,283	27,139	12,620	13,210
合計	35,094	33,969	360,583	352,227	24,286	25,339

5. 責任準備金の積立方式および積立率

(1) 責任準備金の積立方式・積立率

項目	2018年度	2019年度
積立方式	平準純共済掛金式	平準純共済掛金式
積立率(異常危険準備金を除く)	100.0%	100.0%

(注)積立率の計算方法

(実際に積み立てている共済掛金積立金+未経過共済掛金) ÷ (平準純共済掛金式による共済掛金積立金+未経過共済掛金) × 100%

6. 責任準備金の残高(契約年度別)

(単位:千円)

契約年度	責任準備金残高		予定利率
关利 <u>牛</u> 反	2018年度	2019年度	」/足利学
1981年度 ~1985年度	21,865,713	19,833,094	1.50 ~ 6.00%
1986年度 ~ 1990年度	19,941,411	16,507,137	1.50 ~ 6.00%
1991年度 ~ 1995年度	34,359,367	32,809,970	1.50 ~ 5.80%
1996年度 ~ 2000年度	31,004,558	28,304,082	1.50 ~ 4.00%
2001年度 ~ 2005年度	36,862,040	33,441,058	1.50 ~ 2.25%
2006年度 ~ 2010年度	58,678,596	53,836,637	1.50%
2011年度 ~ 2015年度	121,026,764	118,810,465	0.60 ~ 1.50%
2016年度	10,166,529	10,757,861	1.50%
2017年度	12,687,536	14,374,247	0.75 ~ 1.50%
2018年度	13,990,838	15,786,826	0.75 ~ 1.50%
2019年度	-	7,765,938	0.75 ~ 1.50%
合計	360,583,357	352,227,320	

⁽注) 1. 責任準備金残高は、共済掛金積立金を記載しています。

^{2.} 予定利率については、各契約年度ごとの共済掛金積立金にかかる主な予定利率を記載しています。

7. 引当金等明細

(単位:百万円)

種類	2019年度当期首残高	2019 年度増加額	2019 年度減少額	2019年度当期末残高
賞与引当金	154	151	154	151
退職給付引当金	3,359	235	327	3,267
役員退職慰労引当金	101	19	43	77
価格変動準備金	9,545	341	_	9,886
合計	13,160	747	524	13,383

8. 出資金および利益剰余金明細

(単位:百万円)

種類	2019年度当期首残高	2019年度増加額	2019 年度減少額	2019年度当期末残高
出資金	5,309	0	_	5,310
利益剰余金	25,818	3,553	2,364	27,008
利益準備金	5,598	399	-	5,997
その他利益剰余金	20,220	3,154	2,364	21,011
任意積立金	18,228	1,434	372	19,290
特別危険積立金	4,300	300	_	4,600
事業基盤整備積立金	2,758	600	372	2,986
特別積立金	11,170	534	-	11,704
当期未処分剰余金	1,991	1,720	1,991	1,721
処分未済持分	△0	_	△0	_

9. 事業管理費明細

(単位:百万円)

種類	2018年度	2019年度
事業管理費	5,317	5,071
人件費	2,945	2,790
旅費交通費	209	199
業務費	1,437	1,391
(うち普及費)	(462)	(449)
諸税負担金	119	129
施設費	430	410
減価償却費	136	116
雑費	38	32

10. その他

特定の海外債権、リスク管理債権、債務者区分による債権について、記載すべき債権はありません。

Ⅵ—JF 共水連および子会社の状況(連結)

1. 事業の概況

JF共水連および子会社は、共済事業および損害保険代理業の事業を営んでおります。JF共水連の 2019 年度の連結財務諸表における連結対象としては、連結子会社が 1 社であり、当連結会計年度の経常収益は 586 億 90 百万円、経常費用は 564 億 94 百万円、経常利益は 21 億 95 百万円となりました。また、総資産額は 4,648 億 35 百万円となりました。

2. 主要な業務の状況を示す指標(連結)

(単位:百万円)

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	77,894	62,223	71,383	69,188	58,690
経常利益	5,908	3,622	3,637	2,391	2,195
当期剰余金	4,485	2,952	2,421	1,527	1,359
純資産額	25,635	28,406	30,714	32,089	33,327
総資産額	499,054	493,212	484,400	473,254	464,835

3. 連結貸借対照表

科目	2018年度	2019年度
現金	0	0
預け金	38,922	30,398
金銭の信託	29,402	36,127
金銭債権	1,371	1,054
有価証券	372,440	366,100
貸付金	3,706	3,440
その他資産	11,270	11,077
業務用固定資産	4,101	4,043
有形固定資産	2,965	3,108
無形固定資産	1,135	935
外部出資	1,560	1,560
繰延税金資産	10,478	11,030
資産の部合計	473,254	464,835
共済契約準備金	425,975	416,231
その他負債	2,029	1,892
諸引当金	255	229
退職給付に係る負債	3,359	3,267
価格変動準備金	9,545	9,886
負債の部合計	441,165	431,507
出資金	5,309	5,310
利益剰余金	26,775	27,975
処分未済持分	△0	_
会員資本合計	32,084	33,286
その他有価証券評価差額金	4	41
評価・換算差額等合計	4	41
純資産の部合計	32,089	33,327
負債・純資産の部合計	473,254	464,835

4. 連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	2018年度	2019年度
経常収益	69,188	58,690
直接事業収益	49,760	42,412
共済契約準備金戻入額	12,913	9,914
財産運用収益	5,658	5,453
	4,234	3,732
金銭の信託運用益	1,009	1,229
金銭債権収益	30	24
有価証券売却益	88	101
その他の運用収益	295	364
その他経常収益	856	909
経常費用	66,796	56,494
直接事業費用	59,021	49,454
共済契約準備金繰入額	623	1
財産運用費用	297	498
売買目的有価証券運用費	116	159
有価証券償還損	23	_
その他の運用費用	157	338
価格変動準備金繰入額	328	341
委託手数料	308	303
事業管理費	5,700	5,453
その他経常費用	517	441
経常利益	2,391	2,195
特別利益	0	1
業務用固定資産処分益	0	1
特別損失	1	0
業務用固定資産処分損	1	0
税金等調整前当期利益	2,390	2,197
法人税、住民税及び事業税	1,263	1,235
法人税等調整額	△ 570	△ 565
割戻準備金繰入額	169	168
当期利益	1,527	1,359
非支配株主に帰属する当期利益	_	_
当期剰余金	1,527	1,359

5. 連結注記表

I. 連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結される子会社数 1社

連結される子会社は、株式会社北海道水共社であります。

非連結の子会社については、総資産、経常収益、当期損益および剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当組織集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

(2) 子法人等はありません。

Ⅵ—JF共水連および子会社の状況(連結)

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 非連結の子会社については、それぞれ当期損益および剰余金におよぼす影響が軽微であり、かつ全体 としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
 - (2) 関連法人等はありません。
- 3. 連結される子会社等の事業年度等に関する事項 連結される子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- 4. のれんの償却に関する事項 のれんの発生はありません。
- 5. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した剰余金処分にもとづいて作成しております。

Ⅱ. 継続組合の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 有価証券等の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券(金銭債権および外部出資の中の有価証券を含む。)の評価は、以下により行っております。
 - ① 「売買目的有価証券」として区分した有価証券の評価は、時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。
 - ② 「満期保有目的の債券」として区分した有価証券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。
 - ③ 「子会社株式および関連会社株式」として区分した有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。
 - ④ 「責任準備金対応債券」として区分した有価証券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。

なお、責任準備金対応債券とは、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上および監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号平成12年11月16日)」に準じた債券であります。

⑤ 「その他有価証券」として区分した有価証券の評価は、時価のあるものについては時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、「その他有価証券」の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産は、連結決算日の為替相場により円換算しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上 しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、役員退任慰労金支給内規にもとづき、 当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

(3) 価格変動準備金

価格変動準備金は、「水産業協同組合法」第 15条の 12の規定にもとづく準備金であり、「水産業協同組合法施行規則」第 63条の規定にもとづき計上しております。

5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

JF共水連の消費税および地方消費税の会計処理は、税込経理方式によっております。㈱北海道水共社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜経理方式によっております。

6. 連結決算書類に記載した金額の端数処理の方法

連結決算書類に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 7. その他連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) JF共水連の責任準備金の積立方法は、以下のとおりであります。

責任準備金は、「水産業協同組合法」および「水産業協同組合法施行規則」の規定にもとづく準備金であります。共済掛金積立金については、「水産業協同組合法施行規則」第58条第1項の規定にもとづき、平準純共済掛金式により計算しております。未経過共済掛金については、「水産業協同組合法施行規則」第58条第2項の規定にもとづき積立てていますが、火災共済および生活総合共済については、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額又は当該連結会計年度における収入共済掛金の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金および返戻金並びに支払備金の額の合計額を差し引いて得た額のいずれか大きい額を積立てております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、71百万円(うち、当期圧縮額は18百万円)であります。

2. リース契約により使用する重要な固定資産

連結貸借対照表に計上した業務用固定資産のほか、電子計算機およびその周辺機器の一部等についてはリース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産

担保に供している資産は、JF共水連と農林中央金庫との当座勘定貸越約定における当座借越に係る有価証券 11,010 百万円であります。

4. 貸付有価証券

消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、34,403百万円であります。

- 5. 再保険契約に係る責任準備金および支払備金
 - (1) 「水産業協同組合法施行規則」第59条に規定する再保険に付した部分に相当するJF共水連の責任準備金の額は、73百万円であります。
 - (2) 「水産業協同組合法施行規則」第61条第3項において準用する第59条に規定する再保険に付した 部分に相当するJF共水連の支払備金の額は、0百万円であります。

V. 連結損益計算書に関する注記

1. 金銭の信託に係る運用収益および運用費用

金銭の信託に係る運用収益および運用費用は、相殺して金銭の信託運用益に表示しております。

2. 売買目的有価証券に係る運用収益および運用費用

売買目的有価証券に係る運用収益および運用費用は、相殺して売買目的有価証券運用費に表示しております。

3. 有価証券売却益の内訳

有価証券売却益は、国債 99 百万円、社債 2 百万円であります。

VI. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取り組み方針

JF共水連は生命共済と損害共済の両分野の共済事業を行っており、予定利率固定型の長期共済が主力であることから、資金の大半を長期の固定資金が占めております。このため、毎年度積み増す責任準備金に対応させた責任準備金対応債券を中心に、安定的な収益を確保すべく、長期の負債特性に応じた中長期的な観点で運用に取り組んでおります。

具体的には、金融資産の大半について、公社債を中心とした有価証券で運用し、長期安定収益基盤の構築・確保に努めるとともに、収益性向上に向けて金銭の信託運用にも取り組む中、資産の健全化・収益性の向上に向けたポートフォリオの改善をはかっております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

JF共水連が保有する金融資産は、国債および財投機関債を中心とした公社債、外国証券などであり、 その大部分を満期保有目的の債券および責任準備金対応債券として保有しております。金銭の信託については、国内投資信託および外国投資信託などがあります。

また、これらは、与信先の信用リスク並びに金利・市場価格の変動リスクおよび為替リスクなどの市場リスクにさらされております。

デリバティブ取引では、現物資産運用を補完する目的で、選択権付債券売買取引、債券先物取引および為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

JF共水連は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程等を定め、リスクの管理を行っております。

また、各リスクの状況については、リスク管理部門が、定期的にリスク管理委員会等に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

JF共水連は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、 リスク管理部門において、信用状況や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

また、特定の与信先に対する過度の与信集中を排除することを目的とした与信限度額設定による管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

JF共水連の財務運用部門は、理事会で決定した財産運用規程および年次の財産運用方針等にもとづき、財務運用会議において、月次の財産運用方針を定め、運用を行っております。

また、リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領にもとづき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の把握や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っております。

デリバティブ取引は、資産運用の効率化を図る観点から、リスクヘッジなど現物資産運用を補完する目的で活用しており、収益の獲得を目的とする投機的取引は行わないこととしております。取引については、財務管理部門が取引内容について外部証憑との照合による確認を実施するなど、財務運用部門に対する牽制が働く体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません((注 2) 参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	30,398	30,400	1
(2) 金銭の信託	36,127	36,127	_
(3) 金銭債権	1,054	1,137	82
満期保有目的の債券	1,054	1,137	82
(4) 有価証券	358,932	371,992	13,060
① 売買目的有価証券	9,382	9,382	_
② 満期保有目的の債券	198,805	208,932	10,127
③ 責任準備金対応債券	149,841	152,717	2,876
④ その他有価証券	902	959	56
(5) 貸付金	3,440	3,440	_
(6) 未収共済掛金	4,207	4,207	_
資産計	434,161	447,306	13,145

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預け金

満期のない預金および満期が 1 年以内の預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期が1年超の預金については、期間にもとづく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 金銭の信託、金銭債権および有価証券

金銭の信託について、債券は取引金融機関から提示された価格、投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された基準価額、株式は取引所の価格によっております。

金銭債権について、取引金融機関から提示された価格によっております。

有価証券の時価について、債券は取引所の価格、業界団体が公表する価格又は取引金融機関から 提示された価格、株式は取引金融機関から提示された価格、投資信託は取引所の価格又は取引金融 機関から提示された基準価額によっております。

(3)貸付金

共済契約貸付金は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等を考慮すると時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 未収共済掛金

未収共済掛金については短期間(概ね 1 ヶ月以内)で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
外部出資(※ 1)	1,560 百万円
株式 (※ 2)	529 百万円
その他の有価証券(※3)	6,581 百万円

- (※ 1) 外部出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式および出資金であり、時価開示の対象とはしておりません。
- (※ 2) 株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式であり、時価開示の対象とはしておりません。
- (※3) その他の有価証券のうち、組合財産が非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されている出資金については、時価開示の対象とはしておりません。

VI-JF共水連および子会社の状況(連結)

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 / LVI / L	1 ケガ に ケいナ	ロケヤコのケ いナ	(丰位·口/J) J/
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1 預け金	29,843	555	_	_
2 金銭債権	17	_	_	1,037
満期保有目的の債券	17	_	_	1,037
3 有価証券	32,892	74,080	52,390	197,771
(1)満期保有目的の債券	16,700	33,950	18,400	130,980
①国債	_	15,000	_	30,500
②地方債	_	_	100	1,200
③特別法人債	_	300	1,300	83,180
④短期社債	12,000	_	_	_
⑤社債	500	8,800	9,700	13,100
⑥外国証券	4,200	9,850	7,300	3,000
(2) 責任準備金対応債券	16,192	38,600	28,400	66,427
①国債	_	5,000	1,000	300
②地方債	_	5,500	2,800	_
③特別法人債	492	2,000	4,700	63,627
④短期社債	15,000	_	_	_
⑤社債	_	9,800	9,100	500
⑥外国証券	700	16,300	10,800	2,000
(3) その他有価証券	_	1,530	5,590	363
その他の有価証券	_	1,530	5,590	363
合 計	62,753	74,635	52,390	198,809

VII. 有価証券に関する注記

- 1. 時価のある有価証券
 - (1)金銭の信託は、売買目的で保有しており、貸借対照表計上額は36,127百万円、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は745百万円であります。
 - (2) 時価のある有価証券の時価額および差額に関する事項は、以下のとおりであります。
 - ① 売買目的有価証券の貸借対照表計上額は 9,382 百万円、当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額は△ 479 百万円であります。
 - ② 満期保有目的の債券の種類別の時価額等は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
	(1) 金銭債権	1,054	1,137	82
	(2) 国債	45,480	51,306	5,825
	(3) 地方債	1,301	1,374	72
時価が貸借対照表計上額を	(4) 特別法人債	75,067	78,527	3,460
超えるもの	(5) 短期社債	999	999	0
	(6) 社債	23,048	24,139	1,091
	(7) 外国証券	15,673	16,094	421
	小計	162,626	173,580	10,954
	(1) 金銭債権	_	_	_
	(2) 国債	_	_	_
	(3) 地方債	_	_	_
時価が貸借対照表計上額を	(4) 特別法人債	8,369	8,283	△ 86
超えないもの	(5) 短期社債	10,999	10,999	△0
	(6) 社債	9,163	9,050	△113
	(7) 外国証券	8,700	8,155	△ 544
	小計	37,233	36,489	△ 744
合 計		199,859	210,070	10,210

③ 責任準備金対応債券の種類別の時価額等は、以下のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
	(1) 国債	6,302	6,667	364
	(2) 地方債	8,316	8,482	165
 時価が貸借対照表計上額を	(3) 特別法人債	51,836	52,852	1,015
	(4) 短期社債	_	_	_
超えるもの 	(5) 社債	19,380	19,985	604
	(6) 外国証券	26,500	27,440	940
	小計	112,336	115,427	3,091
	(1) 国債	_	_	_
	(2) 地方債	_	_	_
 時価が貸借対照表計上額を	(3) 特別法人債	19,204	19,072	△ 131
対価が負債対照表計工額を 超えないもの	(4) 短期社債	14,999	14,999	△ 0
世人ないもの	(5) 社債	_	_	_
	(6) 外国証券	3,300	3,217	△82
	小計	37,504	37,289	△214
合 計		149,841	152,717	2,876

④ その他有価証券の種類別の時価額等は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	その他の有価証券	170	239	69
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	その他の有価証券	732	720	△12
合 計		902	959	56

なお、上記の評価差額 56 百万円から、繰延税金負債 15 百万円を差し引き、その他有価証券評価差額金に 41 百万円を計上しております。

- 2. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券、責任準備金対応債券およびその他有価証券
 - (1) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 - (2) 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券の売却原価、売却額および売却損益は以下のとおりであります。

売却原価売却額売却益売却損490百万円589百万円99百万円一百万円

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券の売却額および売却損益は以下のとおりであります。

 売却額
 売却益
 売却損

 115百万円
 2百万円
 一百万円

3. 保有目的区分を変更した満期保有目的の債券

当連結会計年度中に保有目的区分を変更した満期保有目的の債券はありません。

WII. 退職給付に関する注記

- 1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。
 - (1)採用している退職給付制度の概要

JF共水連は確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。 退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。 なお、㈱北海道水共社は、退職給付制度を設けておりません。

(2) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債3,359 百万円退職給付費用235 百万円退職給付の支払額△327 百万円期末における退職給付に係る負債3,267 百万円

② 退職給付債務と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務3,267 百万円連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額3,267 百万円退職給付に係る負債3,267 百万円連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額3,267 百万円

③ 退職給付に関連する損益

退職給付費用235 百万円簡便法で計算した退職給付費用235 百万円

- 2. 厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条第1項に規定する額
 - (1) 厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条第1項に規定する存続組合に対してJF共水連が拠出した特例業務負担金の額は、40百万円であります。
 - (2) 翌連結会計年度以降において負担することが見込まれる前号の特例業務負担金の総額は、464百万円であります。

IX. 税効果会計に関する注記

1. JF共水連の繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳は以下のとおりであります。

繰延税金資産

共済契約準備金	7,199 百万円
価格変動準備金	2,760 百万円
退職給付に係る負債	912百万円
その他有価証券評価差額金	3 百万円
その他	195 百万円
繰延税金資産小計	11,071 百万円
評価性引当額	△21百万円
繰延税金資産合計	11,049 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△19百万円
繰延税金負債合計	△19百万円
繰延税金資産の純額	11,030百万円

2. JF共水連の当連結会計年度における法定実効税率と 税効果会計適用後の法人税等の負担率30.41%との間 の主要な差異は、以下のとおりであります。

	(単位:%)
法定実効税率	27.91
(調整)	
評価性引当額の増減	△ 0.30
交際費の損金不算入額	1.30
受取配当金等の益金不算入額	△ 0.35
住民税等の均等割	2.51
割戻準備金繰入	△2.15
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	0.18
その他	1.31
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.41

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. その他の注記

JF共水連の「責任準備金対応債券」については、共済契約の特性等に応じて小区分を設定し、理事会において決定された財産運用方針等にもとづき、当該小区分毎に責任準備金対応債券のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)と責任準備金のデュレーションが定められた範囲となるよう管理しております。

6. 連結剰余金計算書

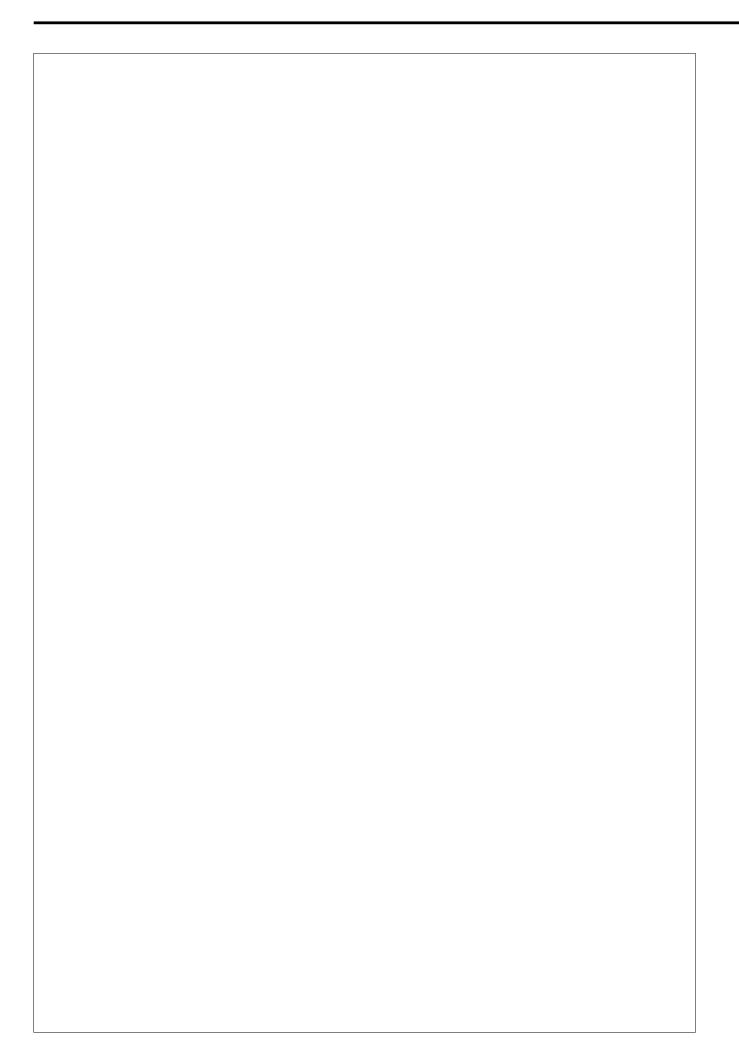
(単位:百万円)

科目	2018年度	2019年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	25,405	26,775
利益剰余金増加額	1,527	1,359
当期剰余金	1,527	1,359
利益剰余金減少額	158	158
出資配当金	158	158
利益剰余金期末残高	26,775	27,975

フ. その他

リスク管理債権、子会社である保険会社については、該当ありません。 JF 共水連および連結される子会社は共済・保険代理業を営んでおり、記載すべき他のセグメント情報はありません。





水産業協同組合法施行規則にもとづく索引

*下記の項目は条文および別表を要約したものです。

水產業協同組合法施行規則 第 207 条第 1 項 (単体決算関係)	
一 連合会の概況及び組織に関する次に掲げる事項	_
イ 業務の運営の組織28	六
ロ 役員の氏名及び役職名28	
八 事務所の名称及び所在地 30	
二 連合会の主要な業務の内容	
三 連合会の主要な業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況5	
口 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
として次に掲げる事項5	
(1)経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期剰余金又は当期損失金	
(4) 出資金及び出資口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額及び特別勘定として経理された資産	
(7) 責任準備金残高	
(8) 貸付金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率	
(11) 法第百条の八第三項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
(12) 職員数	
(13) 保有契約高	
八 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表	
第四に掲げる事項	
◎主要な業務の状況を示す指標	
一 共済種類別新契約高及び保有契約高又は、共済掛金 34	
二 共済契約種類別保障機能別保有契約高	t
三 共済種類別支払共済金の額	-
◎共済契約に関する指標	
一 共済種類別保有契約増加率58	
二 新契約平均共済金額及び保有契約平均共済金額	_
三 解約失効率	
四月払契約の新契約平均共済掛金	
五 契約者割戻しの状況	
七 上位5社に対する支払い再保険料の割合	
八 格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 61	
九 未収再保険金の額	
◎経理に関する指標	
一 責任準備金の積立方式及び積立率	
二 共済種類別契約者割戻準備金明細	
三 引当金明細	
四 国別特定海外債権残高65	
五 利益準備金及び任意積立金科目明細	
六 運用不動産処分益及び運用不動産処分損	_
七 事業普及費及び事業管理費明細	
◎ 財産運用に関する指標 一 主要資産の平均残高	
二 主要資産の構成及び増減	
- 主要資産の開成及り 1点	
四 財産運用収益明細 50	
五 財産運用費用明細	
六 利息及び配当金収入等明細	
七 有価証券種類別残高51	_
八 有価証券種類別残存期間別残高	=
九 業種別保有株式の額 51	
十 共済契約貸付及び業種別の貸付金残高並びに当該貸付	
金残高の合計に対する割合	
十一 運用不動産残高	
十二 海外投融資残高	
十三 海外投融資の地域別構成	
十四 海外投融資運用利回り	
◎ その他の指標	
- 一	
四 契約年度別責任準備金残高及び予定利率	
五 連合会の業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制16	
口 法会遵守の休制	ιπ

	八法第十五条の九の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び
+	紛争解決措置の内容
	げる事項
	イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失 金処理計算書40
	□ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 65
	(1) 破綻先債権に該当する貸付金 (2) 延滞債権に該当する貸付金
	(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金
	(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金
	八 債権について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎 として次に掲げるものに区分することにより得られる各
	マに関し貸借対照表に計上された金額65
	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
	(2) 危険債権 (3) 要管理債権
	(3) 安官珪貨権 (4) 正常債権
	二 共済金等の支払能力の充実の状況
	ホ次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及
	び評価損益
	(2)金銭の信託
	(3) デリバティブ取引
	(4) 先物外国為替取引 (5) 有価証券関連デリバティブ取引
	へ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額54
	ト 貸付金償却の額
七	重要事象等
7	k產業協同組合法施行規則 第 208 条 (連結決算関係)
	連合会及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
	イ 連合会及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 32
	□ 連合会の子会社等に関する次に掲げる事項
	(2) 主たる営業所又は事務所の所在地
	(3) 資本金又は出資金
	(4) 事業の内容
	(4) 事業の内容(5) 設立年月日
	(4) 事業の内容
	(4)事業の内容(5)設立年月日(6)連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合(7)連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は 総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の 子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決
	(4)事業の内容(5)設立年月日(6)連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合(7)連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の
=	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は 総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の 子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決 権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況
=	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は 総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の 子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決 権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況
=	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は 総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の 子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決 権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況
=	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況
=	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況 66 □ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 66 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失
=	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況 66 □ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 66 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況
	(4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (7) 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ直近の事業年度における事業の概況



JF共水連 (きょうすいれん)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル TEL 03-3294-9641 FAX 03-3294-9688 http://www.kyosuiren.or.jp/